

たてやまっ子 元気プラン

—館山市子ども・子育て支援事業計画—
第2期計画

令和2年3月

館 山 市

はじめに

本市では、社会の宝・未来の希望である子ども達の健やかな成長と、子育ての当事者である保護者の皆様が、子育てを楽しみながらも社会の担い手として活躍できる環境を整えるため、子育て支援を市の最重点施策の一つに位置付け、これまで様々な支援策の充実に努めてきました。

平成27年度を初年度とする第1期計画期間中においては、学童クラブの公設化、保育所の保育時間の延長、子育てコンシェルジュの配置、さらには北条幼稚園における預かり保育など、計画に位置付けた事業を着実に実現させてきました。

また、年々増加する学童クラブのニーズに対応するために、受入人数の拡大も進めてきました。

乳幼児を持つ保護者の交流の場として親しまれている「元気な広場」では地域における子育てを推進するため、船形・九重・房南地区でも「出張子育てひろば」を開設し、「元気な広場」の機能を市内全域で利用できるようになりました。「元気な広場」はオープンから10年を経過し、延べ利用者数は既に30万人を突破しました。これまで、多くの子ども達や子育て家庭を見守ってきた「元気な広場」は、いまや、子育て家庭には欠かせない癒しの場ともなっていると考えます。令和元年9月に本市を襲った台風15号の被災に際しても、市民が生活や外出先に大きな制約を受ける中で、いつでも利用できる屋根付き公園として「元気な広場」の施設を開放した時も、数多くの感謝の声をいただきました。また、被災した子育て中の親子の緊急・復興支援としてセーブ・ザ・チルドレンの協力により「台風を題材としたおしゃべりカフェ」を開催し、緊急下の親子の心のケアを行うなど、子育て支援の拠点として様々な機能を果たしています。

今までにない災害を経験し、本市は未だ復興の途上で、多くの分野で多額の財政出動が求められており、これまで以上に事業の優先度の見極めや選択と集中が必要です。そうした中でも、優先度の高い施策については、躊躇なく、実現に結び付けてまいります。

本計画の策定段階で、災害などの非常時における新たな課題も浮き彫りとなりました。本計画には、そうした課題を解決するための施策も多数盛り込みました。

幸いにして、本市には、子育てサークルやファミリー・サポート・センターの会員の皆様、さらに元気な高齢者の方々など、共助の仕組みを支える素晴らしい人財にも恵まれています。こうした人達を始めとする市民の方とも手を携えて、将来のある子ども達を地域ぐるみで育ててまいりたいと考えますので、ご協力の程、お願いいたします。

おわりに、本計画の策定に当たり貴重なご意見、ご提案をいただきました「館山市子ども・子育て会議委員」の皆様をはじめ、住民アンケート調査やパブリックコメント等にご協力をいただきました多くの皆様に、心から御礼を申し上げます。

令和2年3月

館山市長

金丸謙一



目 次

| | |
|---------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって..... | 1 |
| 第1節 計画策定の目的..... | 1 |
| 第2節 計画の位置づけ..... | 2 |
| 第3節 計画の期間..... | 2 |
| 第4節 子ども・子育て支援新制度の概要..... | 3 |
| 第2章 館山市の子どもと子育て家庭の現状と課題..... | 5 |
| 第1節 人口や世帯等の状況..... | 5 |
| 第2節 就学前の保育・教育施設の状況..... | 20 |
| 第3節 地域子ども・子育て支援事業等の状況..... | 24 |
| 第3章 計画の基本的な考え方..... | 29 |
| 第1節 計画の基本理念..... | 29 |
| 第2節 子どもの人口の見通し..... | 30 |
| 第3節 教育・保育提供区域の設定..... | 31 |
| 第4節 施策の体系..... | 32 |
| 第4章 分野別施策の展開..... | 34 |
| 基本目標1 就学前の教育・保育の環境づくり..... | 34 |
| 基本目標2 子育て家庭を支援する環境づくり..... | 38 |
| 基本目標3 子どもが健康に育つための環境づくり..... | 49 |
| 基本目標4 親と子が地域で成長する環境づくり..... | 53 |
| 基本目標5 子どもが育つ安全安心の環境づくり..... | 59 |
| 第5章 子ども・子育て支援サービスの見込量及び確保策..... | 64 |
| 第1節 幼児期の学校教育・保育の見込量及び確保策..... | 65 |
| 第2節 地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保策..... | 68 |
| 第6章 計画の推進..... | 78 |
| 第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携..... | 78 |
| 第2節 計画の評価・改善・進行管理..... | 78 |
| 資料編..... | 79 |
| 1 館山市子ども・子育て会議設置要綱..... | 79 |
| 2 館山市子ども・子育て会議委員名簿..... | 80 |
| 3 計画策定の経過..... | 81 |
| 4 おしゃべりカフェ「台風について話そう！」結果概要..... | 82 |
| 5 避難所に関するアンケート結果..... | 85 |

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の目的

平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す制度です（以下「新制度」とします）。

子ども・子育て関連3法(平成24年8月制定)

○子ども・子育て支援法

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(認定こども園法の一部改正法)

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

「子ども・子育て支援法」第2条では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行うことが基本理念として掲げられています。

このような考え方を踏まえ、本市では「子ども・子育て支援法」に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と、平成17年4月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき進めてきた内容を一体的なものとする「たてやまっ子 元気プラン（館山市子ども・子育て支援計画 第1期計画）」（計画年間：平成27年度～平成31年度）を策定し、放課後児童クラブの公設民営化や、子ども医療費助成の対象年齢の拡大など、子育て支援の充実に努めてきました。

しかし、令和元年台風15号等で本市は甚大な被害を受け、その影響により、多くの子どもたちが不安を抱えていることが考えられます。また、災害などの非常時における新たな課題も生じています。本計画の策定段階で、台風15号の被害からの復興の途上にあるため、子育て世帯以外の復興支援策にも多くの財政出動が求められ、これまで以上に事業の優先度の見極めや選択と集中が必要です。

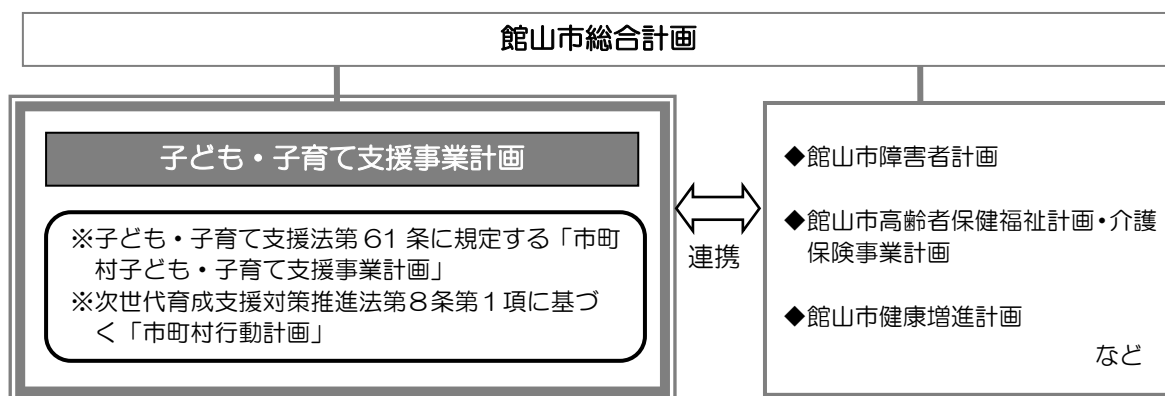
これらを踏まえ、本計画は、本市における子ども・子育て支援サービスの需給の見込量や提供方策等をきめ細かく計画するとともに、子どもやその親をはじめ、教育・保育従事者、企業、行政などの地域社会全体が協働して取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするため、策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「子どものための教育・保育給付」の需給量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の需給量の見込み、それらの提供体制の確保の内容及び認定こども園に代表される教育・保育の一体的提供を図るための方策を定めます。

また、次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として、保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していく各分野における施策の方向性についても、本計画で位置づけます。

さらに、「館山市総合計画」をはじめとする市の子ども・子育て支援に関する事項を定める既存計画との調和・連携を図ります。



第3節 計画の期間

令和2（2020）年度から、令和6（2024）年度までの5年間とします。また、令和4年度に中間見直しをし、計画最終年度である令和6年度に次期計画を策定します。

| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------------------------|--------|--------|--------|--------|-----------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 館山市子ども・子育て支援事業計画〔第1期〕 | | | | | 必要に応じ中間見直し↓ | | | | |
| ↑ 中間見直し | | | | 見直し | 館山子ども・子育て支援事業計画〔第2期〕 | | | | |

第4節 子ども・子育て支援新制度の概要

1 制度の概要

「子ども・子育て支援法」第2条では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援について各々の役割を果たし、相互に協力して行うことが基本理念として掲げられています。

このような基本理念の下、新制度では、子ども・子育て支援に関して、基礎的自治体としての市町村の権限と責任が大幅に強化され、地域の特性や課題に即して、より柔軟に運営やサービスの提供を実施できるように、ひとり親などの家族構成や、保護者の就労状況に準じた「保育の必要性の認定」の制度が導入され、支給認定を受けた子どもを保育するための供給体制を確保することが義務付けられました。

第1期計画の策定後は、「子ども・子育て支援法」の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定等を踏まえた「子育て安心プラン」（平成29年6月）が公表され、令和3年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿の整備を目指し、待機児童の解消、女性の就業率の向上（M字カーブの解消）、保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保、保護者への「寄り添う支援」の普及促進といった方向性が打ち出されています。また、小学生についても「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月）を策定し、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学習や体験・交流活動を行う事業の計画的な整備等を進めていくことされています。

こうした国の少子化対策の変化に対応しつつ、市の現状に適した施策を推進・展開していくことが求められています。



2 新制度におけるサービスの類型

新制度においては、幼稚園、認可保育園、認定こども園を通じた共通の給付である「施設型保育給付」と定員 19 名以下の小規模保育等への給付である「地域型保育給付」が創設されました。また、地域子ども・子育て支援事業として、13 事業が位置づけられています。さらに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が実施され、子育てのための施設等利用給付が新たに創設されました。

本市の実施状況については、下表のとおりとなります。

【市が主体となるサービスの類型】

| 法 | 区分 | | 施設・事業等 | 本市の実施状況 | |
|--------------------|----------------|-----------------|-------------------------------|-------------|---|
| 子ども・子育て支援法 | 子どものための教育・保育給付 | 施設型給付 | 公立幼稚園 | ○ | |
| | | | 新制度への移行を選択する私立幼稚園 | - | |
| | | | 認可保育所 ※私立保育所については、市が委託費を支弁 | ○ | |
| | | | 認定こども園 | 幼保連携型認定こども園 | ○ |
| | | | | 幼稚園型認定こども園 | - |
| | | | | 保育所型認定こども園 | - |
| | | 地方裁量型認定こども園 | | - | |
| | | 地域型保育給付(市町村が認可) | 小規模保育 | - | |
| | | | 家庭的保育 | - | |
| | | | 居宅訪問型保育 | - | |
| | 事業所内保育 | | ○ | | |
| | 子育てのための施設等利用給付 | | 新制度への移行を選択しない私立幼稚園 | ○ | |
| | | | 特別支援学校 | ○ | |
| | | | 預かり保育事業 | ○ | |
| | | | 認可外保育施設等 | ○ | |
| | 地域子ども・子育て支援事業 | | 利用者支援事業 | ○ | |
| | | | 地域子育て支援拠点事業 | ○ | |
| | | | 妊婦健康診査 | ○ | |
| | | | 乳児家庭全戸訪問事業 | ○ | |
| | | | 養育支援訪問事業等 | - | |
| | | | 子育て短期支援事業 | - | |
| | | | ファミリー・サポート・センター事業 | ○ | |
| | | | 一時預かり事業 | ○ | |
| | | | 延長保育事業 | ○ | |
| | | | 病児保育事業 | ○ | |
| | | | 放課後児童健全育成事業(学童クラブ) | ○ | |
| 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | | | ○ | | |
| 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | - | | | | |

第2章 館山市の子どもと子育て家庭の現状と課題

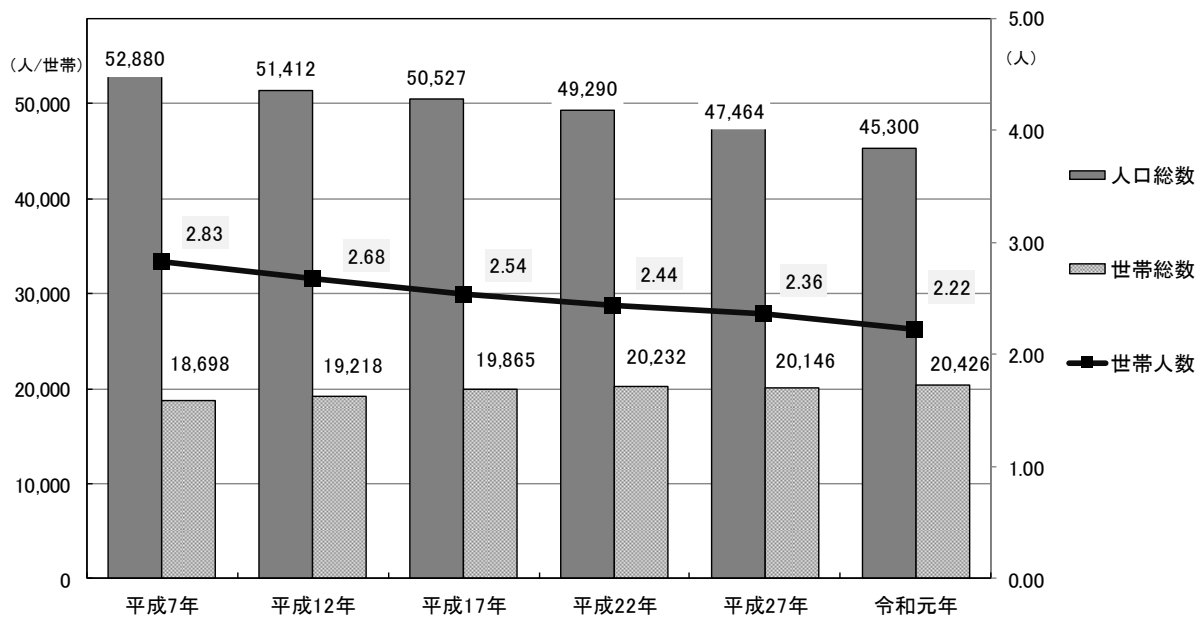
第1節 人口や世帯等の状況

1 総人口と総世帯の状況

令和元年10月1日現在、本市の人口は45,300人、総世帯数は20,426世帯となっています。

本市の人口・総世帯数の推移をみると、総人口は年々減少する一方で、総世帯数は増加傾向となっています。そのため、一世帯当たりの少人数化が進んでおり、平成7年には2.83人だったものが、令和元年には2.22人までに減少しています。

【総人口と総世帯数の推移】

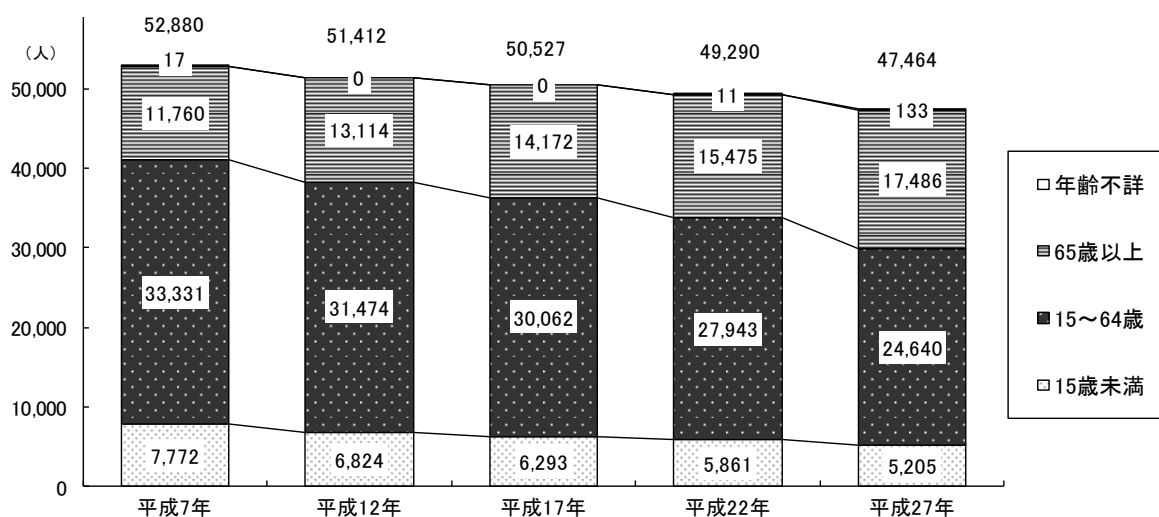


資料：平成2年～平成27年は国勢調査（10月1日）、令和元年は常住人口（10月1日）

2 年齢3区分人口の推移

平成27年の国勢調査によると、本市の年齢3区分別人口は、15歳未満の人口は5,205人、人口比率は11.0%である一方、65歳以上の人口は17,486人、人口比率は36.8%となっています。65歳以上の人口は増加する一方で、15歳未満人口、15～64歳人口は減少し、少子・高齢化が進んでいます。

【年齢3区分人口構成の推移】



| 区分 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口 | 54,575 | 52,880 | 51,412 | 50,527 | 49,290 | 47,464 |
| 15歳未満 | 9,475 | 7,772 | 6,824 | 6,293 | 5,861 | 5,205 |
| 割合 | 17.4% | 14.7% | 13.3% | 12.5% | 11.9% | 11.0% |
| 15～64歳 | 34,788 | 33,331 | 31,474 | 30,062 | 27,943 | 24,640 |
| 割合 | 63.7% | 63.0% | 61.2% | 59.5% | 56.7% | 51.9% |
| 65歳以上 | 10,237 | 11,760 | 13,114 | 14,172 | 15,475 | 17,486 |
| 割合 | 18.8% | 22.2% | 25.5% | 28.0% | 31.4% | 36.8% |
| 年齢不詳 | 75 | 17 | 0 | 0 | 11 | 133 |
| 割合 | 0.1% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.3% |

資料：国勢調査（各年10月1日）

3 人口動態

本市の人口動態は、自然動態については、死亡が出生を上回る自然減が続いています。社会動態については、社会増の年と社会減の年がありますが、自然動態と社会動態を加算した人口動態では、人口減の状況が続いており、平成 28 年から平成 29 年では 600 人強の減少となっています。

【人口動態】

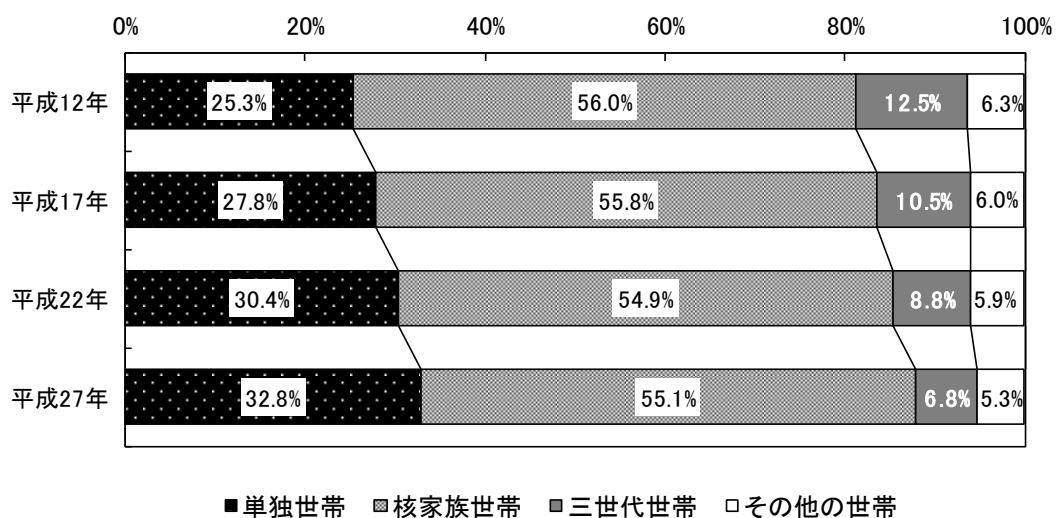
| | 人 口 (人) | | | | | | |
|---------|---------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 自然動態 | | | 社会動態 | | | 人口増減 |
| | 出生 | 死亡 | 自然増減 | 転入 | 転出 | 社会増減 | |
| 平成 11 年 | 423 | 554 | ▲ 131 | 2,632 | 2,603 | 29 | ▲ 102 |
| 平成 12 年 | 391 | 572 | ▲ 181 | 2,691 | 2,604 | 87 | ▲ 94 |
| 平成 13 年 | 398 | 588 | ▲ 190 | 2,565 | 2,704 | ▲ 139 | ▲ 329 |
| 平成 14 年 | 404 | 584 | ▲ 180 | 2,590 | 2,740 | ▲ 150 | ▲ 330 |
| 平成 15 年 | 391 | 610 | ▲ 219 | 2,540 | 2,625 | ▲ 85 | ▲ 304 |
| 平成 16 年 | 397 | 614 | ▲ 217 | 2,568 | 2,602 | ▲ 34 | ▲ 251 |
| 平成 17 年 | 395 | 691 | ▲ 296 | 2,501 | 2,570 | ▲ 69 | ▲ 365 |
| 平成 18 年 | 385 | 642 | ▲ 257 | 2,374 | 2,397 | ▲ 23 | ▲ 280 |
| 平成 19 年 | 395 | 626 | ▲ 231 | 2,334 | 2,302 | 32 | ▲ 199 |
| 平成 20 年 | 359 | 692 | ▲ 333 | 2,331 | 2,351 | ▲ 20 | ▲ 353 |
| 平成 21 年 | 349 | 639 | ▲ 290 | 2,178 | 2,133 | 45 | ▲ 245 |
| 平成 22 年 | 352 | 692 | ▲ 340 | 2,075 | 1,912 | 163 | ▲ 177 |
| 平成 23 年 | 366 | 673 | ▲ 307 | 2,107 | 1,962 | 145 | ▲ 162 |
| 平成 24 年 | 354 | 659 | ▲ 305 | 1,980 | 2,166 | ▲ 186 | ▲ 491 |
| 平成 25 年 | 294 | 701 | ▲ 407 | 1,871 | 2,101 | ▲ 230 | ▲ 637 |
| 平成 26 年 | 310 | 679 | ▲ 369 | 1,923 | 1,976 | ▲ 53 | ▲ 422 |
| 平成 27 年 | 298 | 694 | ▲ 396 | 1,977 | 1,933 | 44 | ▲ 352 |
| 平成 28 年 | 284 | 720 | ▲ 436 | 1,917 | 1,902 | 15 | ▲ 421 |
| 平成 29 年 | 273 | 751 | ▲ 478 | 1,818 | 1,971 | ▲ 153 | ▲ 631 |

資料：市民課 情報課（各年 1 月～12 月）

4 世帯類型等の推移

平成 27 年の国勢調査によると、本市における一般世帯数は、核家族世帯が 11,050 世帯で、うち夫婦と未婚の子のみの世帯は 4,129 世帯、三世代世帯が 1,364 世帯、単独世帯が 6,580 世帯となっています。構成割合をみると、単独世帯が増加傾向であり、核家族世帯がほぼ横ばいとなっています。その一方で、三世代世帯については、平成 12 年の 2 分の 1 程度まで低下しています。

【世帯類型の推移】



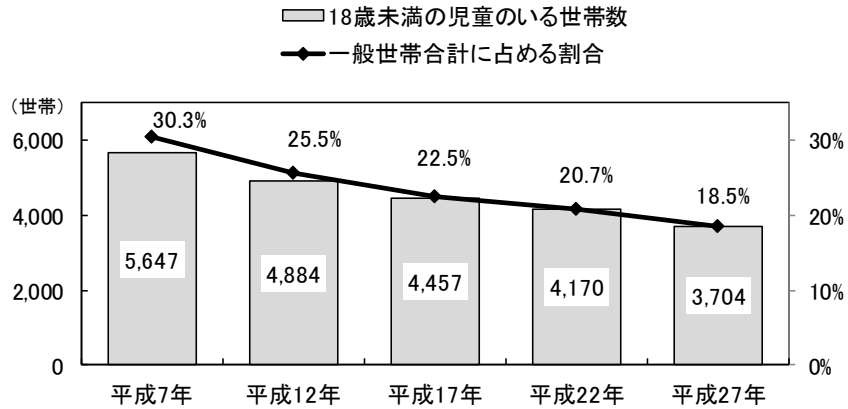
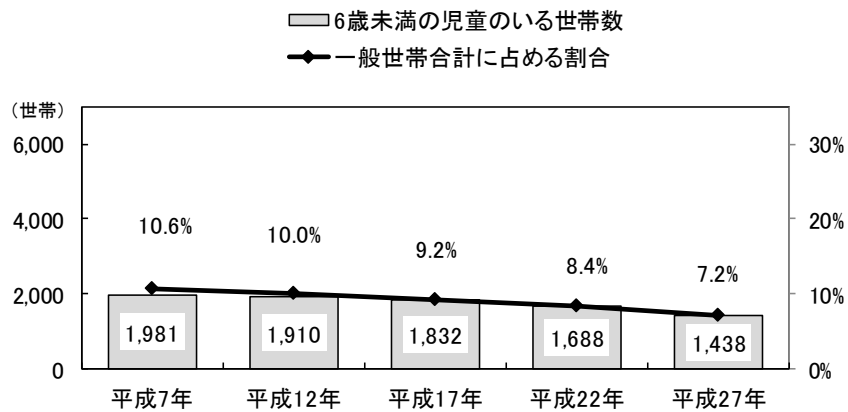
| | (世帯) | | | |
|----------------|---------|---------|---------|---------|
| | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 |
| 単独世帯 | 4,842 | 5,502 | 6,123 | 6,580 |
| 核家族世帯 | 10,732 | 11,052 | 11,079 | 11,050 |
| 夫婦のみの世帯 | 4,623 | 4,863 | 4,961 | 4,984 |
| 夫婦と未婚の子のみの世帯 | 4,512 | 4,381 | 4,206 | 4,129 |
| ひとり親と未婚の子のみの世帯 | 1,597 | 1,808 | 1,912 | 1,937 |
| 三世代世帯 | 2,389 | 2,076 | 1,766 | 1,364 |
| その他の世帯 | 1,207 | 1,193 | 1,199 | 1,070 |
| 合計(一般世帯数) | 19,170 | 19,823 | 20,167 | 20,064 |

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

平成27年の国勢調査によると、本市における6歳未満の児童のいる世帯数は1,438世帯で一般世帯に占める割合は7.2%、18歳未満の児童のいる世帯は3,704世帯で18.5%となっています。

本市の児童のいる世帯数は減少が続いており、一般世帯に占める割合も低下が続いています。平成7年と比較すると、6歳未満については7割弱、18歳未満については6割強の割合となっています。

【児童のいる世帯数・一般世帯に占める割合の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日）

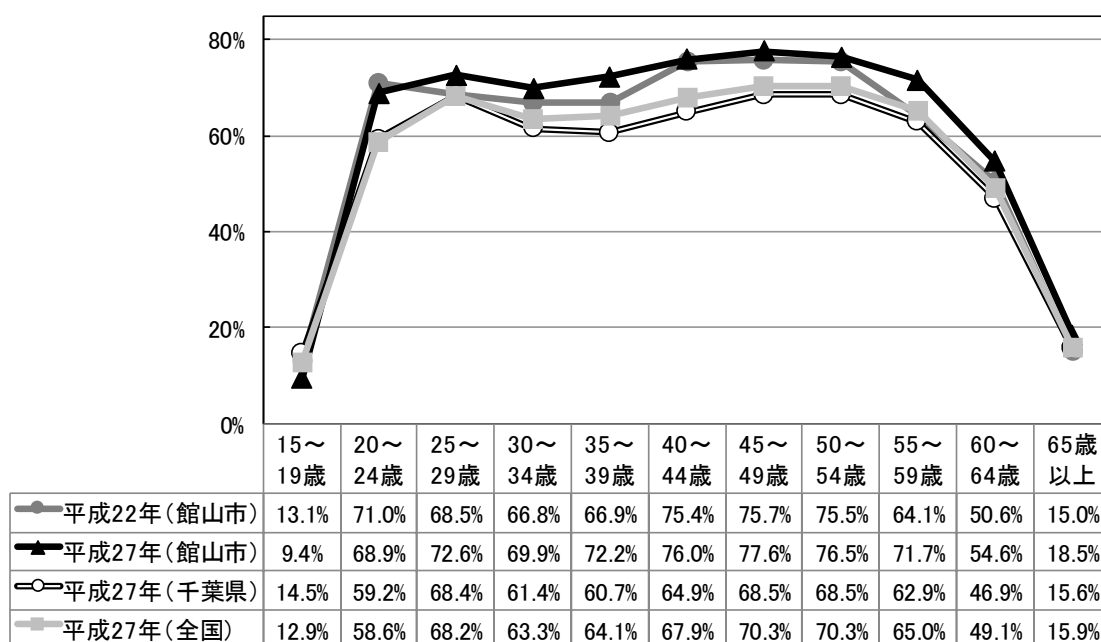
5 女性の就業状況

年齢別にみた女性の就業率について、かつて出産・育児期にあたる20代後半から30代にかけて低くなる、いわゆるM字カーブを描く傾向がみられました。

国勢調査によると、本市における平成27年の女性の就業率は、ほぼM字の底は解消されており、出産・育児期でも就業を続ける人が増えていることが考えられます。

さらに、平成27年について、本市の女性の就業率は千葉県や全国の平均を上回っており、就業している女性の割合が高い状況であるといえます。

【女性の就業者数・就業率の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日）

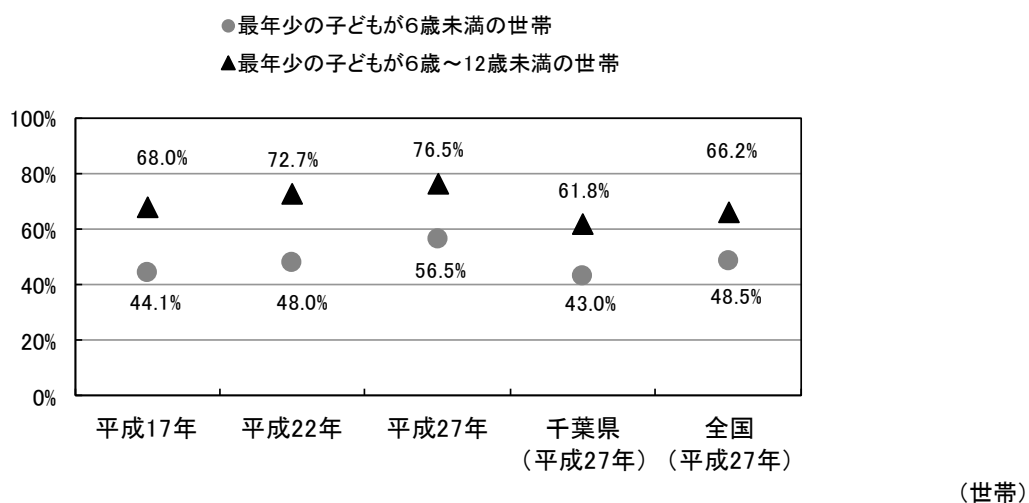
6 共働き世帯の状況

国勢調査によると、本市の子どものいる世帯における共働き世帯（夫・妻ともに就業者である世帯）の割合は、最年少の子どもが0～5歳児の世帯で56.5%、6～12歳未満の世帯で76.5%となっています。

共働き世帯の割合は年々高まってきており、平成17年と比較すると最年少の子どもが0～5歳児の世帯で12.4ポイント増、6～12歳未満の世帯で8.5ポイント増となっています。

また、平成27年について、本市の共働き世帯の割合は千葉県や全国の平均を上回っており、共働き世帯の割合が高い状況であるといえます。

【子どもがいる世帯の共働き率の推移】



| 最年少の 子どもの年齢 | 平成17年 | | 平成22年 | | 平成27年 | |
|----------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|
| | 共働き 世帯数 | 共働き 世帯割合 | 共働き 世帯数 | 共働き 世帯割合 | 共働き 世帯数 | 共働き 世帯割合 |
| 0～5歳 | 717 | 44.1% | 709 | 48.0% | 702 | 56.5% |
| 6～12歳未満 | 693 | 68.0% | 694 | 72.7% | 656 | 76.5% |

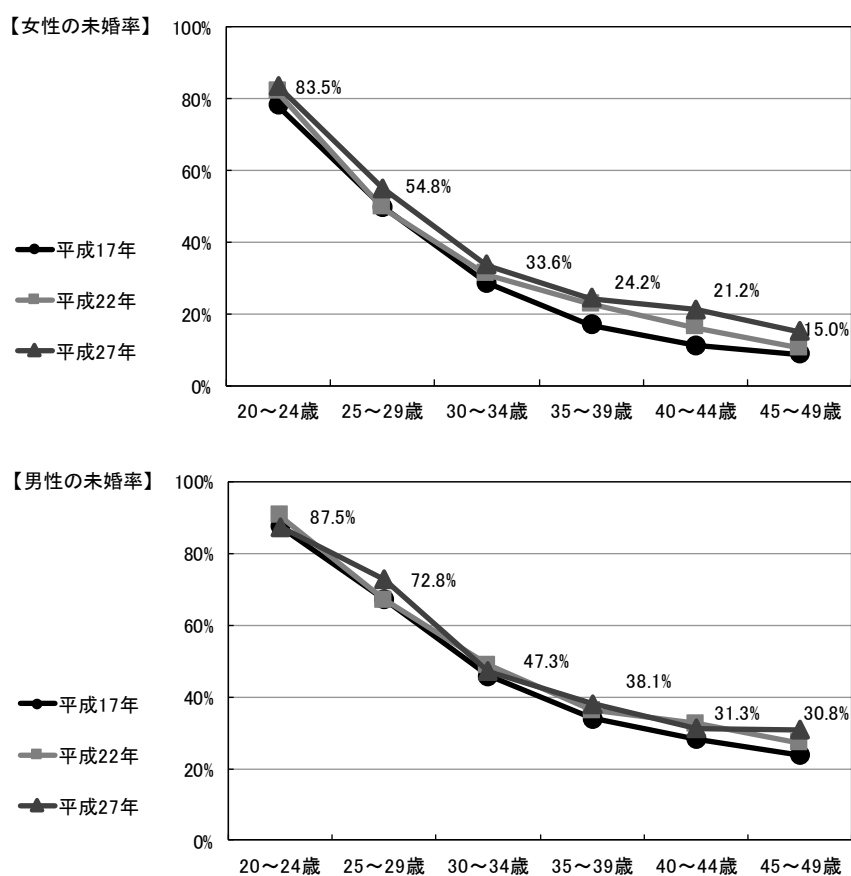
資料：国勢調査（各年10月1日）

7 配偶関係の状況

国勢調査によると、本市の平成27年の20～40歳代の未婚率（離婚した人は含まない）をみると、45～49歳の層でも、男性の30.8%、女性の15.0%が未婚となっています。

また、平成17年と比較すると、20～40歳代の未婚率はいずれの年齢層でも高まっており、特に女性の40～49歳代で2倍近くの値となっています。千葉県・全国値と同様に、晩婚化・非婚化の傾向がうかがわれます。

【未婚者数・未婚率の推移】



(件)

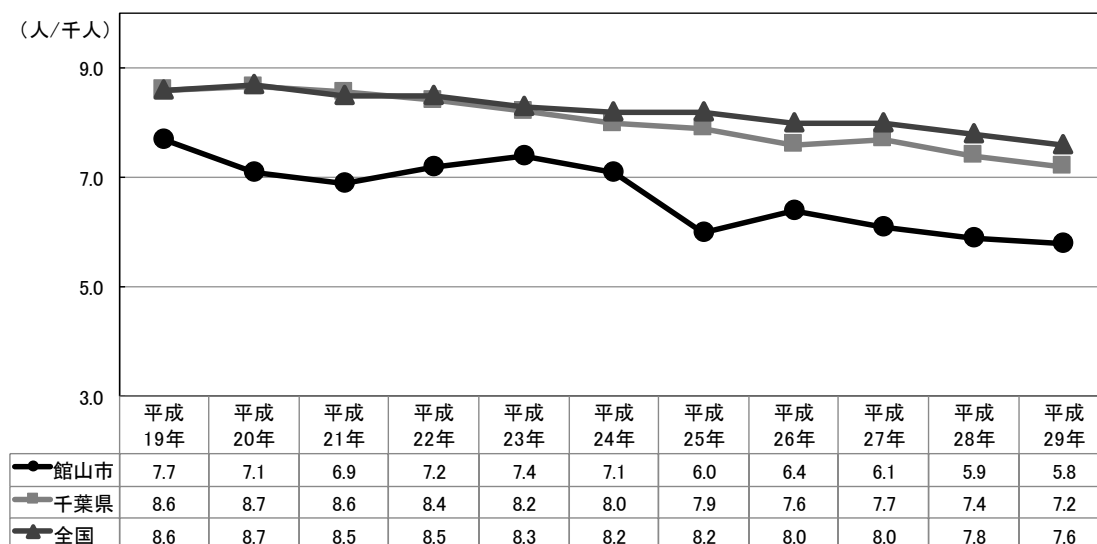
| | 男性 | | | | | 女性 | | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 千葉県 | 全国 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 千葉県 | 全国 |
| 20～24歳 | 87.6% | 90.7% | 87.5% | 92.1% | 90.5% | 78.1% | 81.8% | 83.5% | 89.8% | 88.0% |
| 25～29歳 | 67.2% | 67.0% | 72.8% | 70.9% | 68.3% | 49.7% | 49.6% | 54.8% | 60.6% | 58.8% |
| 30～34歳 | 45.9% | 48.8% | 47.3% | 46.7% | 44.7% | 28.6% | 30.9% | 33.6% | 34.3% | 33.6% |
| 35～39歳 | 34.0% | 36.3% | 38.1% | 35.6% | 33.7% | 16.8% | 22.7% | 24.2% | 23.2% | 23.3% |
| 40～44歳 | 28.4% | 32.6% | 31.3% | 30.7% | 29.0% | 11.2% | 16.0% | 21.2% | 18.4% | 19.0% |
| 45～49歳 | 23.8% | 27.1% | 30.8% | 25.8% | 25.1% | 8.8% | 10.4% | 15.0% | 14.8% | 15.9% |

資料：国勢調査（各年10月1日） ※未婚率 人口総数に対する未婚者（離婚した人は含まない）の割合

8 出生率の推移

本市の平成 29 年の出生率は 5.8 で、過去 10 年間、低下傾向となっています。また、全国平均や県平均を大幅に下回る状況が続いています。

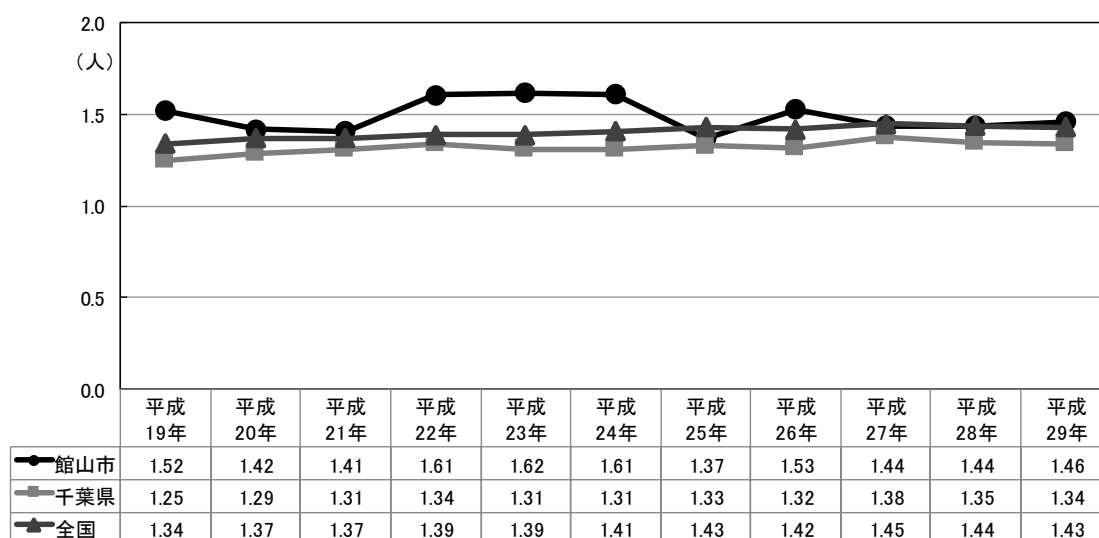
【出生率の推移】



9 合計特殊出生率の推移

本市の平成 29 年の合計特殊出生率は 1.46 で、平成 27 年以降、ほぼ横ばいで推移しています。また、県平均を上回り、全国平均と同程度で推移しています。

【合計特殊出生率の推移】



資料：館山市は千葉県「人口動態総覧、保健所別・市町村別」、全国及び千葉県は「人口動態統計」
 ※合計特殊出生率 一人の女性が出産可能とされる 15 歳から 49 歳までに生む子どもの数

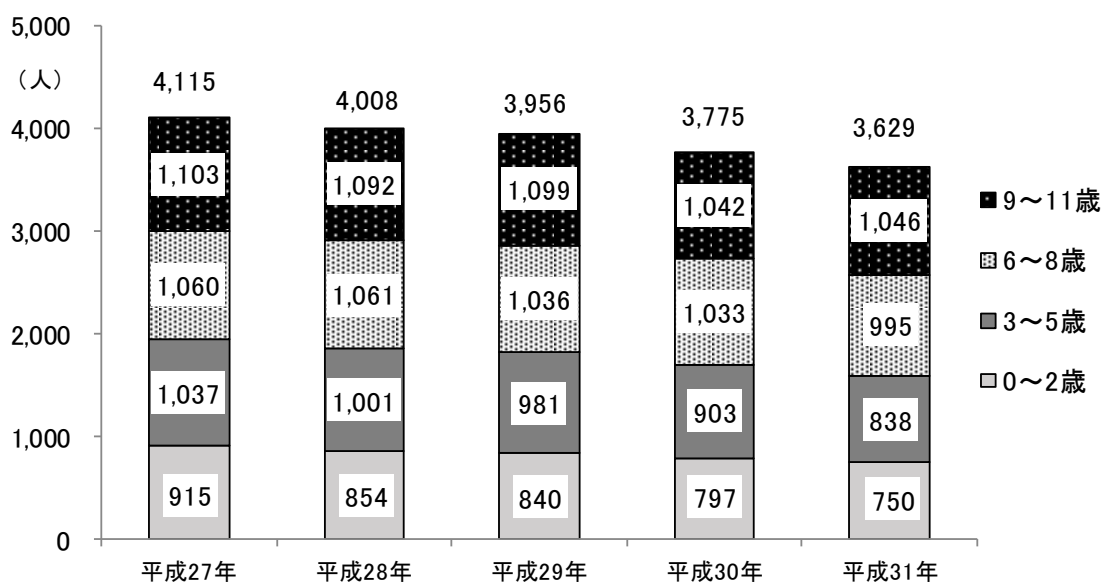
10 児童数の状況

小学6年生以下（0～11歳）の児童数は、平成31年4月1日現在3,629人です。このうち、就学前児童数は1,588人、小学生児童数は2,041人となっています。小学6年生以下の児童数は、平成27年から平成31年にかけて486人減少しています。

【小学生以下の児童数の推移】

| 区 分 | | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
|-------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 就学前児童数 | | 1,952 | 1,855 | 1,821 | 1,700 | 1,588 |
| | 0歳児 | 279 | 285 | 279 | 257 | 240 |
| | 1歳児 | 293 | 273 | 285 | 262 | 256 |
| | 2歳児 | 343 | 296 | 276 | 278 | 254 |
| | 3歳児 | 332 | 336 | 299 | 272 | 276 |
| | 4歳児 | 341 | 333 | 334 | 299 | 269 |
| | 5歳児 | 364 | 332 | 348 | 332 | 293 |
| 小学生児童数 | | 2,163 | 2,153 | 2,135 | 2,075 | 2,041 |
| | 6歳児 | 334 | 366 | 337 | 335 | 328 |
| | 7歳児 | 371 | 332 | 367 | 338 | 331 |
| | 8歳児 | 355 | 363 | 332 | 360 | 336 |
| | 9歳児 | 379 | 352 | 369 | 324 | 357 |
| | 10歳児 | 367 | 378 | 348 | 368 | 326 |
| | 11歳児 | 357 | 362 | 382 | 350 | 363 |
| 小学生以下児童数の合計 | | 4,115 | 4,008 | 3,956 | 3,775 | 3,629 |

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



11 ニーズ調査結果からみた子育て環境について

本計画の策定にあたって、教育・保育サービスの利用意向や子育て支援に関する施策ニーズなどを把握するために、市内の小学校6年生以下の子どもがいる全世帯（未就学児保護者用、小学生保護者用いずれかを回答いただく形式で実施）を対象としたニーズ調査を実施しました。配布・回収の詳細は下表のとおりです。

| 対象 | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|---------|---------|-------|-------|
| 未就学児保護者 | 1,372 票 | 989 票 | 72.1% |
| 小学生保護者 | 1,088 票 | 786 票 | 72.2% |



(1) 子どもの父母の就労状況

- ◆産休・育休・介護休業中の方も含むと、未就学児の母親については約70%（うち約40%がフルタイム）、小学生の母親については約80%（うち約50%がフルタイム）が就労しているという結果でした。父親については、未就学児・小学生ともに90%以上が就労しているという結果でした。
- ◆共働き家庭は、未就学児保護者の約70%、小学生保護者の約80%という結果でした。



未就学児・小学生ともに父母ともに就労している家庭が大半を占め、保育の受け入れ先を確保する必要があります。



(2) 教育・保育の充実について

- ◆教育・保育施設の利用希望について、土曜日は「ほぼ毎週利用したい」が約15%、「月に1～2回は利用したい」が約30%、日曜・祝日は「ほぼ毎週利用したい」が約5%、「月に1～2回は利用したい」が約20%という結果でした。
- ◆市内の保育園・こども園（長時間児）の平日の保育終了時間は、私立2園が19時又は19時半、公立6園・私立2園が18時又は18時半となっていますが、18時台では早すぎるという自由意見が複数みられました。その理由として、「お迎えが間に合わないことがある」という余裕のなさや、「フルタイムで働くことができない」、「残業ができない」など、仕事の幅に制限が出ていることが挙がっていました。
- ◆公立幼稚園における預かり保育については、北条幼稚園で午前は7時半から、午後は18時まで実施していますが、時間の延長や、全ての幼稚園で実施してほしいという自由意見がありました。その理由として、「フルタイムで働くことができない」など、仕事の幅に制限が出ていることが挙がっていました。



平日と同じ時間で土曜保育を実施している私立3園では保育ニーズが充足していない可能性があります。また、日曜・祝日の保育ニーズへの対応が求められているといえます。

北条幼稚園における有料預かり保育は、18時半までの保育を実施している中央保育園卒園後の選択肢の1つであることを踏まえると、保育園やこども園との差をなくしていくことが求められているといえます。また、保育園・こども園（長時間児）における平日の保育終了時間に対する柔軟な対応が求められているといえます。



(3) 地域の子育て支援の充実について

- ◆一時保育について、私立保育園・私立幼稚園・民間事業所及びファミリー・サポート・センター会員が受け入れ先となっていますが、料金が低いから気軽に預けられない、事前登録や予約の必要性があるので、本当の緊急時に利用できないという意見が複数みられました。未就学児保護者で、一時保育を「利用したい」と回答した割合は約40%ですが、過去1年間に利用したサービスとしては、いずれも5%に満たないという結果でした。
- ◆病児・病後児保育について、医療機関に委託し、市内1か所、1日最大6人体制で実施していますが、増設を望む声や、利用料金が低いという自由意見が複数みられました。風邪などの流行時期に利用者が集中するため、「利用したくても利用できず、仕事を休んだ」という声もみられました。
- ◆公設学童クラブについて、平日の保育終了時間は18時半、土曜の開所は月1回、日曜・祝日は未実施となっていますが、早すぎるという意見や、土曜・日曜・祝日に仕事をしている方や求職中の方から、「仕事ができない」という意見がみられました。また、「毎日利用」・「一日利用」・「夏休み利用」の利用区分で実施していますが、長期休暇中における定員超過や、利用料の差に対する不満の声が複数みられました。



一時保育を利用したいというニーズはありますが、自由意見でみられた料金や利用登録の手続きなどの問題から、実際の利用に至っていないことが考えられます。

病児・病後児保育については、風邪などの流行時期における子どもの預け先について、検討していく必要があると考えられます。

学童クラブについては、土曜・日曜・祝日の保育ニーズへの対応や、利用希望者が集中する、長期休暇中の体制への対応が求められています。



(4) 子どもの居場所づくりについて

- ◆公園の整備を望む声とともに、屋内の遊び場について、未就学児には「元気な広場」がある一方で、小学生向けの遊び場がないという意見が多くみられました。「元気な広場」については、日曜～金曜日の開館となっているが、土曜日の開館を求める声や、日曜・祝日のイベントの充実を望む声が複数みられました。
- ◆「元気な広場」を「利用していない」理由として、「利用したい曜日や時間に開館（開催）していないから」を挙げた方が約 10%いました。
- ◆子育てしやすいまちづくりのために重要だと思う施策について、「遊び場（公園や児童館など）の整備」が未就学児保護者、小学生保護者ともに最も割合が高く、約 50%から回答がありました。



公園等屋外の遊び場への高いニーズがうかがわれます。屋内の遊び場については、低年齢児については、「元気な広場」がありますが、小学生以上の子どもたちの遊び場が求められているといえます。また、「元気な広場」については、土曜のニーズが挙げられています。

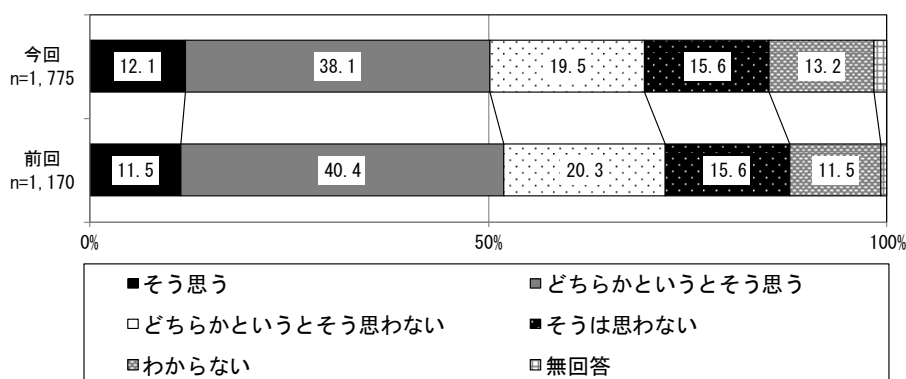
(5) 市の子育て支援に関する取組について

- ◆子育てへの満足度は、未就学児保護者、小学生保護者を合計すると、約 10%が「そう思う」と回答しており、「どちらかというと思う」とあわせると約 50%となります。平成 25 年度の調査結果と比較すると、「そう思う」・「どちらかというと思う」割合がやや減少しています。
- ◆子育てしやすいまちづくりのために重要だと思う施策について、「遊び場（公園や児童館など）の整備」が未就学児保護者、小学生保護者ともに最も割合が高く、約 50%から回答がありました。また、未就学児保護者は、「小児医療体制の充実」、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」と続きます。小学生保護者は、「小児医療体制の充実」、「子育てへの経済的支援の充実」と続きます。
- ◆現在、中学 3 年生までの子どもを対象に入院及び通院医療費の助成を実施していますが、子ども医療費の助成について、無償化（全額助成）や、対象年齢の拡大、所得制限の撤廃などの自由意見が多くみられました。また、インフルエンザなどの予防接種、多子世帯への助成を望む声が複数みられました。



子育てへの満足度は、5 年前の調査とほぼ同傾向となっています。また、まちづくりのために重要だと思う施策については、「遊び場（公園や児童館など）の整備」や「小児医療体制の充実」に対し高いニーズがみられます。5 年前の調査と比較すると、「小児医療体制の充実」、「小中学生の心身の健やかな成長への支援」、「子育てへの経済的支援の充実」が約 10 ポイント減となる一方で、「遊び場（公園や児童館など）の整備」が約 15 ポイント増となっていることから、遊び場への関心が高まっていることが考えられます。自由意見では、特に子どもの医療費助成の充実を望む声が多くみられました。

【館山市は子育てしやすいまちであると思うか】

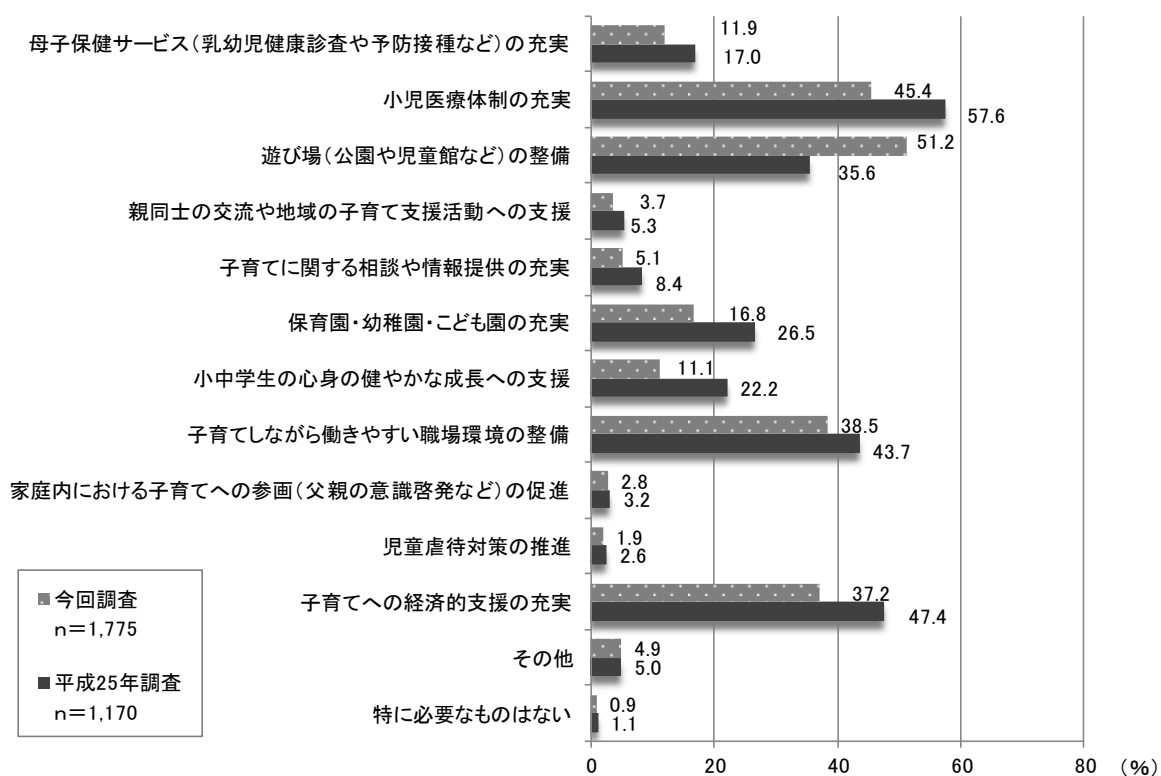


前回（平成 25 年度）の調査では、未就学児・小学生あわせて 1 世帯に 1 票配布する形式で調査を実施。

資料：「館山市子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査報告書」（平成 26 年 3 月）

※平成 25 年度調査、平成 30 年度調査ともに就学前児童の保護者、小学生の保護者の合計。

【子育てしやすいまちづくりのために重要だと思う施策について】



※平成 25 年度調査、平成 30 年度調査ともに就学前児童の保護者、小学生の保護者の合計。

第2節 就学前の保育・教育施設の状況

1 保育園の状況

本市には、認可保育園については公立3園、私立4園あり、認定こども園については、公立3園あり、いずれも生後57日目からの就学前までの子どもの受け入れをしています。が、中央保育園のみ、4歳までの受け入れとなっています。

保育標準時間である11時間を超えた延長保育については、聖アンデレ保育園で19時まで、館山教会附属保育園で19時半まで実施していますが、それ以外の保育園では、18時又は18時半までの預かりとなっています。

【公立保育園・こども園】

| 名称 | 定員(人) | 所在地 | 設置年月 | 保育時間 ()内は土曜日 | | |
|--------|-------|-----|---------|----------------------|------------------------|------|
| | | | | 保育短時間 | 保育標準時間 | 延長保育 |
| 船形こども園 | 90 | 船形 | 平成25年4月 | 8時～16時 (7時半～12時半) | 7時～18時 (7時半～12時半) | - |
| 純真保育園 | 100 | 那古 | 昭和26年9月 | 8時～16時 (7時半～12時半) | 7時半～18時半 (7時半～12時半) | - |
| 中央保育園 | 100 | 北条 | 昭和50年4月 | 8時～16時 (7時半～12時半) | 7時半～18時半 (7時半～12時半) | - |
| 房南こども園 | 70 | 犬石 | 平成21年4月 | 8時～16時 (7時半～12時半) | 7時～18時 (7時半～12時半) | - |
| 館野保育園 | 60 | 山本 | 昭和29年4月 | 8時～16時 (7時半～12時半) | 7時～18時 (7時半～12時半) | - |
| 九重こども園 | 70 | 安東 | 平成25年4月 | 8時～16時 (7時半～12時半) | 7時～18時 (7時半～12時半) | - |

※平成31年4月1日現在。受け入れ年齢は生後57日目から就学前まで。中央保育園のみ4歳まで。

【私立保育園】

| 名称 | 定員(人) | 所在地 | 設置年月 | 保育時間 ※ ()内は土曜日 | | |
|-----------|-------|-----|---------|------------------------|------------------------|--------------------------|
| | | | | 保育短時間 | 保育標準時間 | 延長保育 |
| 聖アンデレ保育園 | 60 | 北条 | 昭和29年4月 | 7時半～15時半 (7時半～15時半) | 7時半～18時半 (7時半～18時半) | 18時半～19時 |
| 子育保育園 | 20 | 洲崎 | 昭和24年5月 | 8時～16時 (8時～16時) | 7時半～18時半 (7時半～18時半) | - |
| 館山教会附属保育園 | 60 | 長須賀 | 昭和25年6月 | 8時～16時 (8時～16時) | 7時半～18時半 (7時半～18時半) | 18時半～19時半 (18時半～19時半) |
| 館山ユネスコ保育園 | 90 | 沼 | 昭和27年6月 | 8時～16時 (7時半～12時半) | 7時～18時 (7時半～12時半) | - |

※平成31年4月1日現在。受け入れ年齢は生後57日目から就学前まで。

保育園、こども園（長時間児）の入園者数については、平成 27 年度以降、600～700 人の間で推移しています。

また、対市内人口に対する 4 月 1 日の入園率の推移をみると、年度によって差はありますが、0 歳児は 1～2 割弱、1, 2 歳児は 3～4 割強、3～5 歳児は 4～5 割弱の子どもが保育の必要性の認定を受け、保育園又はこども園に入園している状況が続いています。

また、年度途中の 0 歳児の入所者数は、増加を続けており、定員の見直しを行うことで対応しています。

延長保育については、年度によって差はあるものの 20～60 人の間で推移しています。

【保育園・こども園長時間児 入園者数の推移】

| 人数 | 定員 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-------------------------|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 実績数 | 720 | 672 | 659 | 684 | 638 | 626 |
| 2号認定こども(3～5歳、保育園等利用希望者) | 411 | 417 | 407 | 409 | 389 | 385 |
| 3号認定こども(0歳) | 79 | 39 | 44 | 48 | 37 | 33 |
| 3号認定こども(1, 2歳) | 230 | 216 | 208 | 227 | 212 | 208 |
| 対人口比 | | | | | | |
| 2号認定こども(3～5歳、保育園等利用希望者) | | 40.2% | 40.7% | 41.7% | 43.1% | 45.9% |
| 3号認定こども(0歳) | | 14.0% | 15.4% | 17.2% | 14.4% | 13.8% |
| 3号認定こども(1, 2歳) | | 34.0% | 36.6% | 40.5% | 39.3% | 40.8% |

資料:こども課(各年4月1日)

【年度途中の0歳児入園者数の推移】

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|----|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 人数 | 22 | 28 | 31 | 38 |

資料:こども課(各年4月2日～3月末までに入所)

【延長保育事業 実績値の推移】

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 人数 | 26 | 56 | 37 | 32 |
| 実施箇所数 | 私立 2 園 | 私立 2 園 | 私立 2 園 | 私立 2 園 |

2 幼稚園

本市には、公立の幼稚園が6園、こども園が3園、さらに新制度に移行していない私立幼稚園が1園あります。

また、公立では、こども園3園と、幼稚園1園において有料の預かり保育を実施しています。

【公立幼稚園】

| 名称 | 定員(人) | 所在地 | 設置年月 | 保育時間 ※ ()内は長期休業中 | |
|--------|-------|-----|-------------|------------------------|------------------------------|
| | | | | 保育時間 | 有料預かり保育 |
| 船形こども園 | 50 | 船形 | 平成 25 年 4 月 | 9時～14時 ※15時まで無料延長保育 | 7時半～9時/15時～18時 (8時半～16時半) |
| 那古幼稚園 | 90 | 那古 | 昭和 29 年 4 月 | | - |
| 北条幼稚園 | 210 | 北条 | 昭和 2 年 6 月 | | 7時半～9時/15時～18時 (8時半～16時半) |
| 館山幼稚園 | 210 | 沼 | 昭和 5 年 4 月 | | - |
| 西岬幼稚園 | 60 | 加賀名 | 昭和 41 年 5 月 | | - |
| 房南こども園 | 30 | 犬石 | 平成 21 年 4 月 | | 7時半～9時/15時～18時 (8時半～16時半) |
| 豊房幼稚園 | 40 | 大戸 | 昭和 47 年 9 月 | | - |
| 館野幼稚園 | 90 | 山本 | 昭和 46 年 4 月 | | - |
| 九重こども園 | 20 | 安東 | 平成 25 年 4 月 | | 7時半～9時/15時～18時 (8時半～16時半) |

【私立幼稚園】

| 名称 | 定員(人) | 所在地 | 設置年月 | 保育時間 ※ ()内は長期休業中 | |
|----------|-------|-----|-------------|-------------------|-----------------|
| | | | | 保育時間 | 延長保育 |
| 館山白百合幼稚園 | 200 | 船形 | 昭和 42 年 2 月 | 9時～14時 | 7時半～8時半/15時～18時 |



幼稚園、こども園（短時間児）の入園者数については、平成 27 年度以降、300 人～400 人の間で推移しています。また、対市内人口に対する入園率は、3 割強とほぼ横ばいに推移しています。

【公立幼稚園（こども園短時間児含む）入園者数の推移】

| 人数 | | 定員 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-------|--------------------------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 実績数 | | 1,000 | 358 | 338 | 338 | 291 | 260 |
| | 1号認定こども(3歳以上保育の必要性なし) | - | 358 | 338 | 338 | 291 | 260 |
| | 2号認定こども(3歳以上幼稚園の利用希望が強い) | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 対 人口比 | | | | | | | |
| | 1号認定こども(3歳以上保育の必要性なし) | | 34.5% | 33.8% | 34.5% | 32.2% | 31.0% |
| | 2号認定こども(3歳以上幼稚園の利用希望が強い) | | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |

【有料預かり保育利用者数の推移】

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|------|------|---------------------|----------|---------------------------|----------|
| 人数 | | - | - | 48 | 71 |
| 実施場所 | 箇所数 | 4 | 4 | 5 | 5 |
| | 実施場所 | (公立)こども園3園(私立)幼稚園1園 | | (公立)こども園3園、幼稚園1園(私立)幼稚園1園 | |

3 その他施設

館山病院、北条病院、安房地域医療センターなどの事業所内保育所をはじめ、市内に 8 か所の認可外保育施設があります。



2 地域子ども・子育て支援事業等の状況

本市における地域子ども・子育て支援事業の実施状況は下記のとおりです。

| No. | 国指定の13事業 | | 実施状況 |
|-----|--------------------|--------|------|
| 1 | 利用者支援事業 | | 実施 |
| 2 | 地域子育て支援拠点事業 | | 実施 |
| 3 | 妊婦健康診査 | | 実施 |
| 4 | 乳児家庭全戸訪問事業 | | 実施 |
| 5 | 養育支援訪問事業 | | 未実施 |
| 6 | 子育て短期支援事業 | | 未実施 |
| 7 | ファミリー・サポート・センター事業 | | 実施 |
| 8 | 一時預かり事業 | 幼稚園型 | 実施 |
| | | 幼稚園型以外 | 実施 |
| 9 | 延長保育事業 | | 実施 |
| 10 | 病児・病後児保育事業 | | 実施 |
| 11 | 放課後児童健全育成事業 | | 実施 |
| 12 | 実費徴収に係る補正給付を行う事業 | | 実施 |
| 13 | 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | | 未実施 |

(1) 利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）

本市では、平成27年度から職員を1人配置し、こども課窓口や元気な広場で実施しています。

(2) 地域子育て支援拠点事業

館山市元気な広場が、乳幼児と保護者の活動場所として定着しています。また、こども園3園で出張子育てひろばを開催しています。

来場者数は、年々減少傾向にありますが、安定した利用者数となっています。

また、近隣市町においても、新たに地域子育て支援拠点事業がスタートしています。

【元気な広場 利用者実績値の推移】

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|
| 年間延べ人数 | 34,033 | 27,951 | 26,462 | 21,095 |
| 実施箇所数 ※[]内は、出張子育てひろば | 1[2] | 1[2] | 1[2] | 1[3] |

(3) 妊婦健康診査

14回分の健診費用の助成を行い、医療機関に委託し実施しています。また、母子健康手帳交付時に健診の受診を促しています。

【妊婦健康診査 実績値の推移】

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------|-------------------|--------|--------|--------|
| 年間延べ件数 | 3,586 | 3,412 | 3,369 | 2,976 |
| 実施機関 | 千葉県内外医療機関(医療機関委託) | | | |



(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

保健師の全数訪問を目指し、実施しています。訪問率は98%以上となっています。また、未訪問ケースも乳児健診などで面接するよう努めています。

【こんにちは赤ちゃん事業 実績値の推移】

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 年間延べ人数 | 316 | 281 | 282 | 253 |



(5) ファミリー・サポート・センター事業

「元気な広場」内で実施しています。登録人数については年々増加していますが、おねがい会員の登録人数が増えていることによるもので、まかせて会員は50人前後、両方会員は20人～30人の間で推移しています。

活動件数については減少傾向にあります。活動内容としては、外出の際の子どもの預かりの利用が大半となっており、保育施設までの送迎や、放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり先としても利用されています。

【ファミリー・サポート・センター事業 実績値の推移】

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|----------|--------|----------|--------|--------|--------|
| 登録人数 | まかせて会員 | 49 | 54 | 52 | 49 |
| | おねがい会員 | 333 | 372 | 398 | 414 |
| | 両方会員 | 23 | 24 | 25 | 27 |
| | 計 | 405 | 450 | 475 | 490 |
| 年間延べ活動件数 | | 688 | 431 | 440 | 176 |
| 実施場所 | | 館山市元気な広場 | | | |

【ファミリー・サポート・センター事業 取組内容別 実績値の推移】

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|----------------------------|--------|--------|--------|--------|
| ①保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり | 69 | 0 | 2 | 0 |
| ②保育施設までの送迎 | 64 | 8 | 12 | 29 |
| ③放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり | 20 | 18 | 20 | 23 |
| ④学校の放課後の子どもの預かり | 2 | 0 | 0 | 0 |
| ⑤冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり | 14 | 15 | 16 | 14 |
| ⑥買い物等外出の際の子どもの預かり | 354 | 213 | 196 | 85 |
| ⑦その他(母親仕事時の預かりなど) | 165 | 177 | 194 | 7 |
| 合計活動件数 | 688 | 431 | 440 | 176 |

(6) 一時預かり事業

民間3か所(聖アンデレ保育園、館山白百合幼稚園、子育て応援ハウスほっぷ・すてっぷ・じゃんぷ)で実施しています。

【未就園児を対象とした一時預かり事業 実績値の推移】

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------|------|--------|--------|--------|--------|
| 年間延べ人数 | | - | 116 | 169 | 41 |
| 実施場所 | 箇所数 | 4 | 3 | 3 | 3 |
| | 実施場所 | 民間事業所 | | | |

(7) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、亀田ファミリークリニック館山内で、月曜日～土曜日 8時～17時、定員 1 日最大 6 名で実施しています。利用者数については、年間延べ 400～500 人程度となっています。

また、隣接する南房総市で新たに病児・病後児保育がスタートするなど、開始当時より状況の改善がみられます。

【病児・病後児保育事業 実績値の推移】

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|--------|------|---------------|-------------|-------------|-------------|
| 年間延べ人数 | | 432 | 466 | 449 | 404 |
| 実施場所 | 箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 実施場所 | 亀田ファミリー・クリニック | | | |



(8) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

本市では、公設 7 か所、民設 1 か所の学童クラブがあります。

| | クラブ名 | 所在地 | 開設日 | 開設時間 |
|----|---------|----------|--------------|--|
| 公設 | 船形学童クラブ | 船形小学校内 | 月～金 第4土曜日 | 【平日】 放課後～18時 (延長:18時～18時半) 【休日】 8時～18時 (延長:7時半～8時) (延長:18時～18時半) |
| 公設 | 那古学童クラブ | 那古小学校内 | | |
| 公設 | 北条学童クラブ | 北条小学校内 | | |
| 公設 | 館山学童クラブ | 館山小学校内 | | |
| 公設 | 豊房学童クラブ | 豊房小学校敷地内 | | |
| 公設 | 館野学童クラブ | 館野小学校内 | | |
| 公設 | 九重学童クラブ | 九重地区公民館内 | | |
| 民設 | 神戸学童クラブ | 房南学園内 | 月～金 | 放課後～18時 |

学童クラブの利用者数については、平成 27 年度以降、市全体で増加傾向となっており、対小学校在籍児童数に対する利用率についても年々高まっています。

学年別の利用率について平成 27 年度と平成 31 年度を比較してみると、1, 2 年生については 2～3 割だったものが 3～4 割に、3 年生については 1 割強だったものが 2 割強に、4 年生については 1 割未満だったものが 2 割弱と、4 年生までについては増加しています。5, 6 年生については、年度によって差はありますが、1 割未満で推移しています。

【学童クラブ別 利用児童数の推移】

| クラブ名 | 定員 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---------|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 船形学童クラブ | 30 | 19 | 27 | 30 | 31 | 32 |
| 那古学童クラブ | 50 | 30 | 31 | 48 | 49 | 55 |
| 北条学童クラブ | 130 | 60 | 87 | 120 | 128 | 138 |
| 館山学童クラブ | 60 | 30 | 37 | 47 | 54 | 60 |
| 豊房学童クラブ | 30 | 13 | 21 | 24 | 25 | 27 |
| 館野学童クラブ | 35 | 19 | 26 | 28 | 35 | 34 |
| 九重学童クラブ | 20 | 14 | 17 | 17 | 20 | 16 |
| 神戸学童クラブ | 40 | 55 | 58 | 62 | 58 | 62 |
| 利用児童数計 | 395 | 240 | 304 | 376 | 400 | 424 |

※各年 5 月 1 日現在（こども課調べ）

【学年別 利用児童数・利用率の推移】

| 学年 | 利用児童数 | | | | | 利用率 | | | | |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| 1 年生 | 83 | 113 | 114 | 113 | 129 | 25.3% | 31.2% | 34.1% | 34.5% | 40.2% |
| 2 年生 | 86 | 80 | 113 | 107 | 112 | 23.7% | 24.5% | 31.6% | 31.8% | 34.3% |
| 3 年生 | 38 | 73 | 69 | 90 | 88 | 10.8% | 20.6% | 21.3% | 25.5% | 26.7% |
| 4 年生 | 19 | 27 | 54 | 49 | 58 | 5.0% | 7.8% | 15.0% | 15.5% | 16.5% |
| 5 年生 | 8 | 7 | 20 | 30 | 23 | 2.2% | 1.9% | 5.8% | 8.4% | 7.1% |
| 6 年生 | 6 | 4 | 6 | 11 | 14 | 1.7% | 1.1% | 1.6% | 3.2% | 3.9% |
| 低学年計 | 207 | 266 | 296 | 310 | 329 | 19.9% | 25.5% | 29.1% | 30.5% | 33.7% |
| 高学年計 | 33 | 38 | 80 | 90 | 95 | 3.0% | 3.5% | 7.4% | 8.8% | 9.2% |
| 利用児童数計 | 240 | 304 | 376 | 400 | 424 | 11.3% | 14.3% | 18.0% | 19.6% | 21.1% |

※各年 5 月 1 日現在（こども課調べ）

（9）その他支援

市内の障害児への支援として、マザーズホームと、児童デイセンターこすもすがあります。特別支援学校は、千葉県立安房特別支援学校と千葉県立安房特別支援学校館山龔分校が市内に所在しています。また、中核地域生活支援センターひだまりで、相談業務などの支援を行っています。

第3章 計画の基本的な考え方

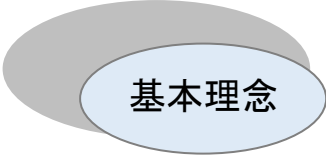
第1節 計画の基本理念

平成27年4月から始まった子ども・子育て新制度では、子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提にしつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築することを目的としています。

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力です。子どもの健やかな育ちのためには、子どもの最善の利益を考慮し、全ての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されることが必要であるとともに、親の成長も重要です。近年の少子化の背景には、核家族化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに対する不安や孤立感を持つ親の姿が指摘されており、子育てに関わる人や機関の連携を強化し、一人ひとりの妊産婦や子育て家庭に寄り添いながら、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を充実させることが求められています。

本市では、「第1期計画」において「地域ぐるみで元気な親子をはぐくむまち たてやま」を基本理念に掲げ、全ての家庭において、親子が心身ともに健康に、日々楽しく過ごせるような支援に努めてきました。また、子育てコンシェルジュの配置をはじめ、妊娠期から子育て期まで一貫した支援を図ってきました。

このような取組を踏まえ、行政と市民が協働した「地域ぐるみ」で、「元気な親子」をはぐくむことができるよう、妊娠・出産・子育て期に至るまで、子育て家庭に対する切れ目のない支援を強化していきます。



基本理念

「地域ぐるみで元気な親子をはぐくむまち たてやま」

～切れ目のない子育て支援の強化～

第2節 子どもの人口の見通し

本市の平成31年4月1日の小学生以下の子どもの人口は3,629人（未就学児1,588人、小学生2,041人）となっています。

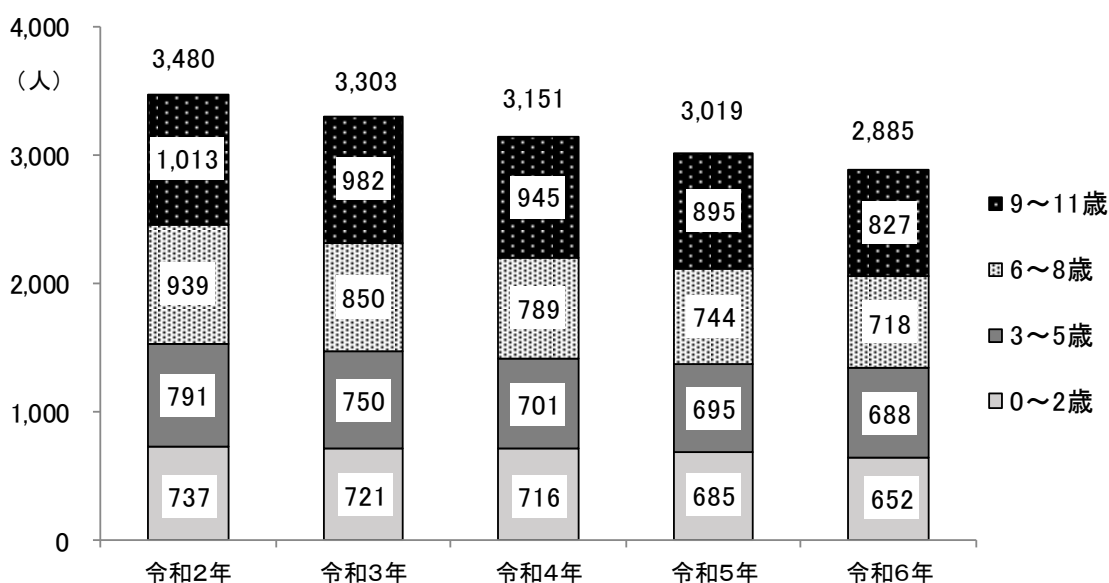
推計人口からは、令和2年に3,480人（未就学児1,528人、小学生1,952人）、令和6年には2,285人（未就学児1,340人、小学生1,545人）減少することが見込まれます。

(人)

| 区分 | 実績 | 推計値 | | | | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
| 0歳 | 240 | 256 | 250 | 234 | 224 | 216 |
| 1歳 | 256 | 232 | 247 | 242 | 226 | 216 |
| 2歳 | 254 | 249 | 224 | 240 | 235 | 220 |
| 0～2歳合計 | 750 | 737 | 721 | 716 | 685 | 652 |
| 3歳 | 276 | 251 | 241 | 222 | 238 | 233 |
| 4歳 | 269 | 275 | 243 | 239 | 221 | 237 |
| 5歳 | 293 | 265 | 266 | 240 | 236 | 218 |
| 3～5歳合計 | 838 | 791 | 750 | 701 | 695 | 688 |
| 6歳 | 328 | 286 | 256 | 260 | 234 | 230 |
| 7歳 | 331 | 327 | 278 | 255 | 259 | 233 |
| 8歳 | 336 | 326 | 316 | 274 | 251 | 255 |
| 6～8歳合計 | 995 | 939 | 850 | 789 | 744 | 718 |
| 9歳 | 357 | 330 | 315 | 311 | 270 | 247 |
| 10歳 | 326 | 358 | 320 | 315 | 311 | 270 |
| 11歳 | 363 | 325 | 347 | 319 | 314 | 310 |
| 9～11歳合計 | 1,046 | 1,013 | 982 | 945 | 895 | 827 |
| 0～11歳合計 | 3,629 | 3,480 | 3,303 | 3,151 | 3,019 | 2,885 |

資料：平成31年は住民基本台帳人口（4月1日）。令和2年以降は推計値。

※推計値は、コーホート変化率法により、平成27～31年4月1日現在の住民基本台帳人口をもとに推計。なお、「コーホート変化率法」とは、各コーホート（同じ年又は同じ時期に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。



第3節 教育・保育提供区域の設定

本計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる見込量やその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

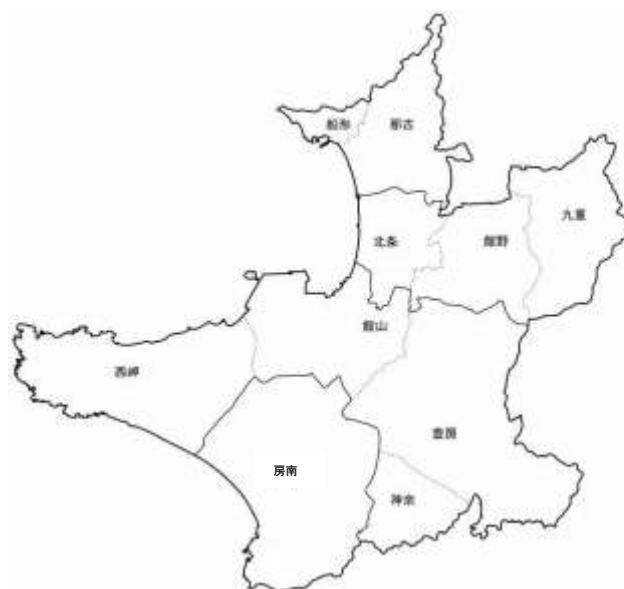
本市は、昭和14年に館山北条町、那古町及び船形町の3町が合併し、昭和29年に、西岬、神戸、富崎、豊房、館野、九重の近隣6村を合併し、現在に至ります。また、小学校区は10区、中学校区は4区ありますが、児童生徒数の減少から、現在、学校の再編について検討を行っています。

教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめ細かな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。本市では、市内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全市一地区と設定します。

中学校区・小学校区と就学前の教育・保育施設の対応表

| 中学校 | 小学校 | 公立保育園 | 私立保育園 | 公立幼稚園 | 私立幼稚園 | 公立認定こども園 |
|-------|-------|-------|-----------------------|-------|----------|----------|
| 第一中学校 | 船形小学校 | | | | 館山白百合幼稚園 | 船形こども園 |
| | 那古小学校 | 純真保育園 | | 那古幼稚園 | | |
| 第二中学校 | 館山小学校 | | 館山ユネスコ保育園 | 館山幼稚園 | | |
| | 神余小学校 | | | 豊房幼稚園 | | |
| | 豊房小学校 | | | | | |
| | 西岬小学校 | | 子育保育園 | 西岬幼稚園 | | |
| 第三中学校 | 北条小学校 | 中央保育園 | 聖アンデレ保育園 館山教会附属保育園 | 北条幼稚園 | | |
| | 館野小学校 | 館野保育園 | | 館野幼稚園 | | |
| | 九重小学校 | | | | | 九重こども園 |
| 房南中学校 | 房南小学校 | | | | | 房南こども園 |

館山市の小学校区（参考）



第4節 施策の体系

1 計画の基本目標

本計画の推進にあたっては、「第1期計画」の基本目標を継承し、次の5本を掲げます。

■基本目標

1. 就学前の教育・保育の環境づくり

保育サービスの充実、幼児教育の充実など、就学前の教育・保育のための環境づくりを進めます。

2. 子育て家庭を支援する環境づくり

子育て家庭を支援する環境づくりを進めるため、子育て支援サービスの充実、子育て支援のネットワークづくり、子どもの居場所づくり、子育て相談と要保護児童への対応の推進、仕事と家庭の両立支援など、子育て家庭を支援する環境づくりを進めます。

3. 子どもが健康に育つための環境づくり

母親と子どもの健康づくり、子どもへの食育の普及、思春期の健康づくり、小児医療の充実など、子どもが健康に育つための環境づくりを進めます。

4. 親と子が地域で成長する環境づくり

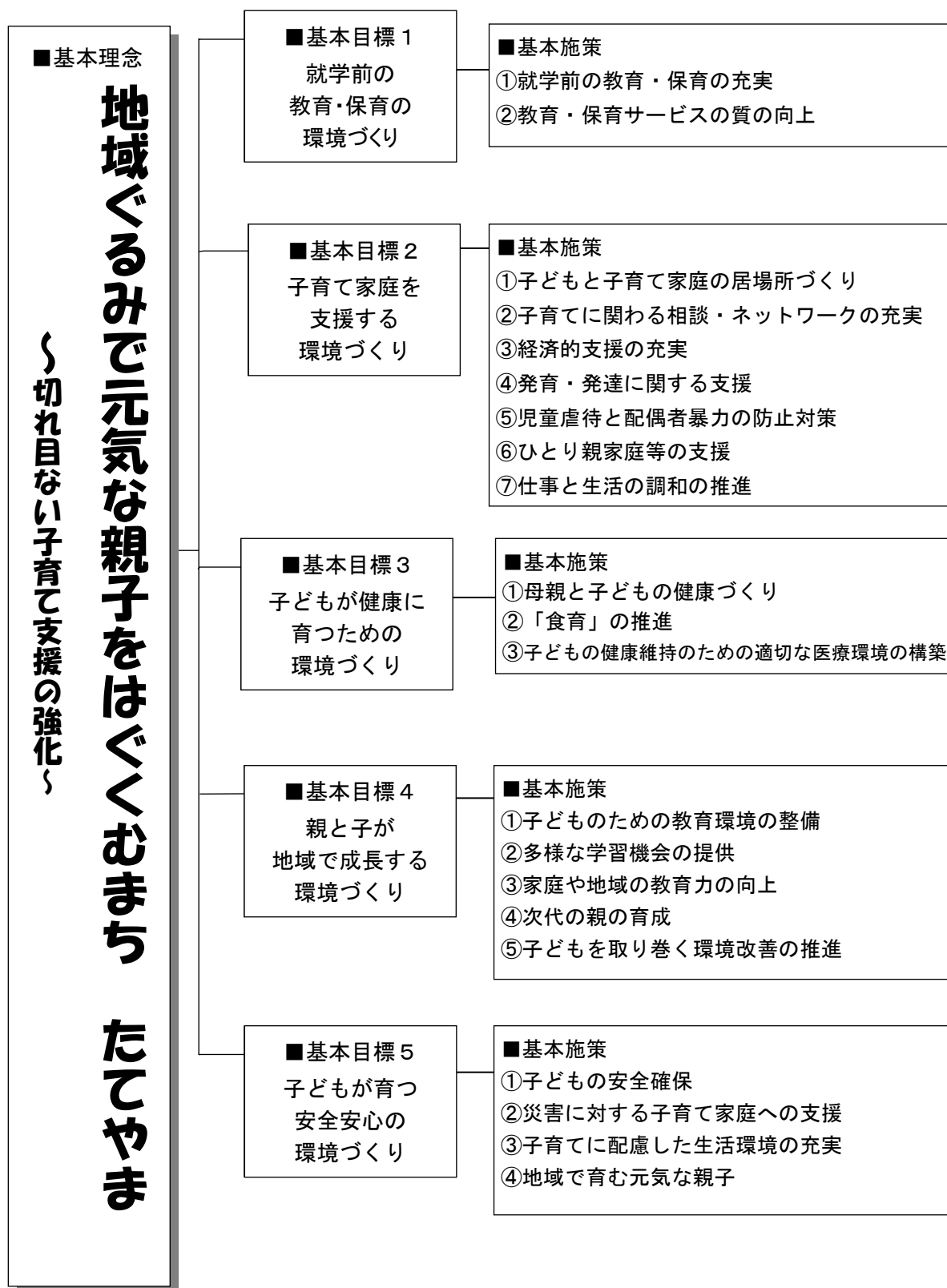
次代の親の育成、家庭・地域の教育力の向上、子どもの健全育成の推進、子どもの人権を尊重する社会づくりなど、親と子が地域で成長する環境づくりを進めます。

5. 子どもが育つ安全安心の環境づくり

子どもの安全確保、災害時に向けた子育て家庭の支援、子育てに配慮した生活環境の充実など、子どもが育つ安全安心の環境づくりを進めます。

2 施策体系図

基本目標を達成するため、各基本目標のもとに次のような基本施策を定めます。



第4章 分野別施策の展開

基本目標 1 就学前の教育・保育の環境づくり

■基本目標 1
就学前の教育・保育の環境づくり

■基本施策
①就学前の教育・保育の充実
②教育・保育サービスの質の向上

【現況と課題】

- 本市には、認可保育園は公立3園、私立4園、幼稚園は公立6園、私立1園、認定こども園は公立3園あり、小学校就学前の子どもの教育・保育を提供しています。また、低年齢児保育や障害児保育など、多様な保育ニーズに応じたサービスの展開に努めています。平成31年4月時点の保育園の就園率は、0歳児13.8%、1,2歳児40.8%、3～5歳児45.9%となっており、計画当初と比べ、高まっています。

■参考 保育園・こども園（長時間児）就園率の比較

| 平成27年度 | | | 平成31年度 | | |
|--------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 0歳児 | 1,2歳児 | 3～5歳児 | 0歳児 | 1,2歳児 | 3～5歳児 |
| 14.0% | 34.0% | 40.2% | 13.8% | 40.8% | 45.9% |

※就園率：4月1日現在の保育園の在園児数÷4月1日現在の住民登録人数。

- ニーズ調査の自由回答からは、公立の保育園・こども園の開所時間や、幼稚園の預かり保育について、平日の時間の延長を求める声がみられました。しかし、「お迎えに間に合わない日に少しだけ待ってほしい」という自由回答が複数みられるとともに、平日の保育利用希望時間について19時以降を回答した方は約5%にとどまっていることから、保育を常時長時間利用したいというニーズだけではなく、多様な働き方に応じた柔軟な受け入れ体制が望まれていることが考えられます。保育標準時間である11時間を超える延長保育については、現在、私立保育園2園のみの実施となっており、保護者の状況を考慮しながら、検討していく必要があります。
- ニーズ調査では、土曜日に「ほぼ毎週利用したい」は14.0%、「月に1～2回は利用したい」は27.8%、日曜・祝日に「ほぼ毎週利用したい」は5.1%、「月に1～2回は利用したい」は21.4%と、一定のニーズがうかがわれます。現在、公立の保育園・こども園の土曜の保育終了時間は、12時半となっており、ニーズの自由回答からは平日と同じ時間帯を希望する意見が複数みられました。また、市内に日曜・祝日の保育ニーズに対応する園がないことも課題となっています。

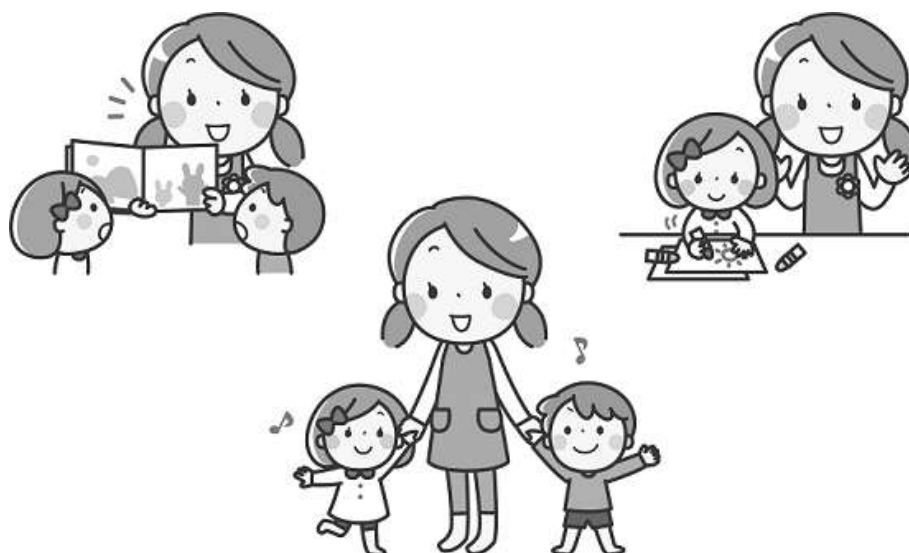
1 就学前の教育・保育の充実

【施策の主な方向性】

- ◆公立の保育園・幼稚園・こども園の教育・保育内容の充実を図ります。
- ◆公立の保育園・こども園における平日や土曜日の保育時間の延長を検討します。
- ◆公立幼稚園における預かり保育のニーズに対応できるよう、実施箇所数の拡大を検討していきます。
- ◆私立保育園等に対し、休日保育の実施や延長保育の拡大を促進します。
- ◆短時間児については私立幼稚園での3年保育の確保を促進するとともに、公立こども園においても3歳からの受け入れについて検討します。

| 事業番号 | 事業名 | 事業内容・方向性 | 担当課等 | 協働者 |
|------|----------------------------------|--|------|---------------|
| 1 | 保育園・幼稚園・こども園の運営 教育・保育事業 | 幼稚園・こども園(短時間)では、地域の実態及び幼児の発達課題に応じた特色ある教育課程の編成と教育内容・指導方法の改善に努めます。保育園・こども園(長時間)では、保護者の仕事、出産、病気などの理由で保育が必要な就学前の児童を保育するため、入所希望状況などに応じた受け入れに努めます。第5章に定める確保策に従い、定員の見直し及び職員の人員増により、提供量の拡大を図ります。また、土曜日の保育時間の延長について具体的に検討を行います。 | こども課 | 民間事業者 教育機関 |
| 2 | 延長保育の実施 地域子ども・子育て支援事業 | 就労形態の多様化による延長保育ニーズに対応するため、11時間を超えて延長保育を実施する私立保育園に運営費補助等の支援を行います。 | こども課 | 民間事業者 |
| 3 | 休日保育の実施検討 | 就労形態の多様化に伴い、休日保育の実施について具体的に検討を行います。 | こども課 | 民間事業者 |
| 4 | 幼稚園における預かり保育の実施 地域子ども・子育て支援事業 | 保護者のニーズに対応するため、公立のこども園(短時間)3園及び幼稚園1園における預かり保育を継続します。また、公立幼稚園については、箇所数の拡大を検討します。 | こども課 | 教育機関 |
| 5 | 乳児保育の実施 | 出産後、安心して、働くことができる環境を整えるため、市内全保育園・こども園(長時間児)において産休明けからの乳児の受け入れを行います。 | こども課 | 民間事業者 |
| 6 | 障害児保育の実施 | 集団保育が可能な障害児を受け入れる保育園に、障害児の保育を担当する保育士を配置し、障害児保育を実施します。また、障害児の健全な成長を支援するため、保育士の知識・技能の向上に努めます。 | こども課 | 民間事業者 |

| 事業番号 | 事業名 | 事業内容・方向性 | 担当課等 | 協働者 |
|------|---------------------------------------|--|------|-------|
| 7 | 病児・病後児保育（医療機関付設型）の実施 地域子ども・子育て支援事業 | 病児・病後児保育（医療機関付設型）は病気や病気回復期にある児童等を医療機関等で一時的に保育するサービスです。保護者の仕事と子育ての両立支援と児童の健全育成を図るため、市内の医療機関に委託し、1か所（定員1日最大6人）で体制を確保します。 | こども課 | 民間事業者 |
| 8 | 民間保育所運営費補助事業 | 民間保育園の延長保育や乳児保育等保育サービスの充実を促進するため、市内民間保育園4か所に対し、運営費補助等の支援を行います。 | こども課 | 民間事業者 |



2 教育・保育サービスの質の向上

【施策の主な方向性】

- ◆教育・保育サービスの質を向上するために、職員の研修の充実を図るとともに、令和元年10月以降の無償化の対象となった認可外保育施設の保育の質の向上を促進します。
- ◆保育園・幼稚園・こども園・小学校との連携・協力を図り、接続コーディネーター2名を配置し、幼児期の一貫した教育を推進するとともに、幼保一元化を推進していきます。

| 事業番号 | 事業名 | 事業内容・方向性 | 担当課等 | 協働者 |
|------|----------------------|--|---------------|-------|
| 9 | 保育士等の研修及び施設整備 | 保育士の資質や指導力の向上を図るため、公立保育園保育士に対する研修の実施、私立保育園保育士に対する研修費の補助を行います。保育環境の充実を図るため、老朽化した保育園の整備・改修を推進します。 | こども課 | |
| 10 | 職員の連携体制の確保 | 公・私立の保育園、幼稚園、こども園の職員の合同研修等、交流の機会を設け、市内の就学前児童を対象とする教育・保育施設の職員の連携に努めます。 | こども課 | |
| 11 | 保育園・幼稚園・こども園・小学校との連携 | 幼保交流事業の充実に努めます。また、幼児教育から小学校への円滑な接続のため、接続コーディネーター2名を配置し、連絡・交流事業の充実に努めます。 | 教育総務課 こども課 | 教育機関 |
| 12 | 情報共有を通じた保育環境の改善 | 幼稚園・保育園・こども園の管理監督職、こども課からなる情報共有の場を定期的に設け、ヒヤリハット事例や危機管理、市内各園や先進地の取り組み等の情報を共有し、園生活の安全性・保育環境の向上を図ります。 | 教育総務課 こども課 | 教育機関 |
| 13 | 幼保一元化の推進 | 園児数の減少などにより、望ましい集団を維持できない小規模幼稚園について、こども園化や統廃合、預かり保育等の機能強化などを検討し、保育環境の向上に努めます。 | 教育総務課 こども課 | 教育機関 |
| 14 | 認可外保育施設の質の向上 | 令和元年10月以降、幼児教育・保育の無償化となった認可外保育施設について、認可保育所と同等の保育が提供できるよう、事業者への啓発、指導を行います。 | こども課 | 民間事業者 |

基本目標 2 子育て家庭を支援する環境づくり

■基本目標 2
子育て家庭を支援する環境づくり

■基本施策
①子どもと子育て家庭の居場所づくり
②子育てに関わる相談・ネットワークの充実
③経済的支援の充実
④障害や発育・発達に関する支援
⑤児童虐待と配偶者暴力の防止対策
⑥ひとり親家庭等の支援
⑦仕事と生活の調和の推進

【現況と課題】

- 本市では、「元気な広場」が子育て支援の拠点として定着しており、利用者やボランティアを主体とした多彩な講座も開催されています。また、出張子育てひろばの開催、主任児童委員による子育てサロン等、市内の各所で子育ての拠点が増えつつあります。ニーズ調査の自由回答では、元気な広場をはじめ、就学前児童の拠点が充実している一方で、小学生以上の子どもが利用のできる「元気な広場」のような居場所を求める声が複数みられました。
- 緊急時や不定期の就労時などの一時的な子どもの預け先については、ニーズ調査結果で「利用したい」と回答があったのは、就学前児童保護者の38.5%、小学生保護者の15.6%となっており、保育園や学童クラブが「利用ができないときに利用したい」という記述もみられました。本市では、聖アンデレ保育園や、託児所、さらには会員同士で子育ての相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業が一時保育の受け入れ先として定着していますが、多様化する保護者のニーズに対し、対応を検討していく必要があります。
- 本市では、公設7か所、民設1か所の学童クラブがあります。平成31年5月時点の入所率は、学年が上がるにつれて低くなっているものの、平成27年と比べ大幅に上昇しています。ニーズ調査の自由回答からは、平日の時間の延長や、土曜日の開所を求める声がみられました。

■参考 学童クラブ入所率の比較

| 平成 27 年度 | | | | | | 平成 31 年度 | | | | | |
|----------|-------|-------|------|------|------|----------|-------|-------|-------|------|------|
| 1 年生 | 2 年生 | 3 年生 | 4 年生 | 5 年生 | 6 年生 | 1 年生 | 2 年生 | 3 年生 | 4 年生 | 5 年生 | 6 年生 |
| 25.3% | 23.7% | 10.8% | 5.0% | 2.2% | 1.7% | 40.2% | 34.3% | 26.7% | 16.5% | 7.1% | 3.9% |

※入所率:5月1日現在の学童クラブ登録者数÷在籍児童数。

- 地域における連帯意識の希薄化や核家族化の進行で、子育てについての知識を得る機会が不足し、心理的負担や不安感を持つ親が増えていることが考えられます。行政のみならず、NPO、子育てサークル等の市民の自主的な組織、シニア世代や子育て経験者、民間事業者等、地域住民の活動をネットワーク化し、地域が一体となった子育て支援を展開していくことが望まれます。
- 児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、年々増加を続けており、千葉県児童相談所（千葉市を除く）においては、平成30年度に7,547件となっています。また、被虐待児の年齢別にみると、全ての年代で増加していますが、特に3歳から就学前の増加が大きくなっています。本市では、館山市要保護児童対策地域協議会を設置し、見守りと連携に努めていますが、全国的にみると、子どもの命が奪われる重大な児童虐待事件もあとを絶たない状況です。親権者による体罰によらない子育て支援等を推進するとともに、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、要保護児童対策地域協議会の取組の強化等を薄める必要があります。

■参考 児童相談所における相談対応件数の推移（単位：件）

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-----|--------|---------|---------|---------|---------|
| 千葉県 | 5,173 | 5,568 | 6,775 | 6,811 | 7,547 |
| 全国 | 88,931 | 103,286 | 122,575 | 133,778 | 159,850 |

■参考 被虐待児の年齢別（単位：件）

| 年度 | 3歳未満 | 3歳から就学前 | 小学生 | 中学生 | 高校生その他 | 計 |
|------|-------|---------|-------|-------|--------|-------|
| 平成30 | 1,609 | 2,005 | 2,410 | 1,057 | 466 | 7,547 |
| 平成29 | 1,456 | 1,709 | 2,226 | 979 | 441 | 6,811 |

資料：平成30年度 千葉県の児童虐待の状況について（速報値）

- 障害のある子どもや発達に遅れのある子どもが、自立して身近な地域で安心した生活を送るためには、早期発見・早期療育に努めるとともに、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談体制の充実と支援が必要です。本市の障害児福祉計画（第5次館山市障害者計画）との調和を図り、関係機関が連携していくことが必要です。
- 平成27年の国民生活基礎調査に基づく全国の子どもの貧困率は13.9%となっており、7人に1人が貧困線（全国の平均的な所得の半分の所得）を下回る世帯で暮らしている状況です。本市でも、ニーズ調査結果によると、過去1年間に経済的な理由で「必要な食糧品を買えなかったことがある」、「電気代、ガス代、水道代の支払いが滞ったことがある」と回答した保護者がおり、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図っていく必要があります。

1 子どもと子育て家庭の居場所づくり

【施策の主な方向性】

- ◆元気な広場を中心に、保護者や子どもの交流の場を提供し、子育て支援の拠点の充実とネットワーク形成に努めます。
- ◆公設学童クラブにおける平日や土曜日の保育時間の延長を検討します。

| 事業番号 | 事業名 | 事業内容・方向性 | 担当課等 | 協働者 |
|------|---|---|------|-------------|
| 15 | 子育て支援拠点の充実 地域子ども・子育て支援事業 | 子育て親子の交流や相談、情報提供や世代間の交流を通じて子育ての不安解消を目的とし、第5章に定める確保策に準じて充実に努めます。市民、指定管理者、市が協働で、市民ニーズに沿ったイベントや講座、相談等の事業を展開し、親子が安心して利用できる癒しの空間の提供に努めるとともに、子育て支援のネットワーク形成を図ります。 | こども課 | 市民 指定管理者 |
| 16 | 放課後児童健全育成事業 (学童クラブ) 地域子ども・子育て支援事業 | 小学校下校後に保護者が家庭にいない留守家庭児童の健全育成のため、公設学童クラブの充実に努めます。保護者会運営の学童クラブに対し、補助金の交付や各種情報の提供、支援を行います。放課後子ども教室との一体的な運営を推進します。 | こども課 | 市民 民間事業者 |
| 17 | 支援員の連携体制の確保 | 主任支援員会議（月1回）、公設学童クラブの支援員全体研修等、支援員の交流や研修の機会を設け、質の向上及び連携に努めます。 | こども課 | 民間事業者 |



2 子育てに関わる相談・ネットワークの充実

【施策の主な方向性】

- ◆多様な保育サービスの中から、利用者が適切なサービスを選択できるよう、子育てコンシェルジュ（利用者支援員）の配置に加え、各種相談に応じ、必要な情報提供、助言や保健指導などを行う子育て世代包括支援センターを設置します。
- ◆専業主婦（夫）家庭も含めた全ての子育て家庭への支援体制の充実のため、一時預かり事業をはじめとする、子育てのネットワークづくりの推進に努めます。
- ◆情報の共有による子育て支援の活発化や各種サービスの利用促進のため、様々な媒体を通じた情報の提供機会と内容の充実に努めます。
- ◆子育てに関する身近な相談の場として、家庭児童相談室において、児童の養育に関する相談や家庭内の心配ごとなどに関する相談活動を実施します。

| 事業番号 | 事業名 | 事業内容・方向性 | 担当課等 | 協働者 |
|------|---------------------------------------|--|----------------------|-------------|
| 18 | 利用者支援事業の実施 地域子ども・子育て支援事業 | 子育てコンシェルジュを複数配置し、情報の提供や相談・援助などを他機関と連携し、子育て家庭のニーズに合わせたワンストップサービスの提供をします。また、子育て世代包括支援センターを設置し、こども課、健康課、教育総務課の情報共有・連携強化により子育てに関する切れ目のない支援を行います。 | こども課 健康課 教育総務課 | |
| 19 | 未就園児を対象とした一時預かり事業の推進 地域子ども・子育て支援事業 | 一時的・緊急的に保育が必要となった乳幼児を受け入れる一時預かり事業の充実に努めるとともに、ショートステイ、トワイライトステイ事業の実施を検討します。 | こども課 | 民間事業者 |
| 20 | ファミリー・サポート・センター事業の推進 地域子ども・子育て支援事業 | 子育ての支援を受けたい人と行いたい人が相互に会員となり、保育園等への送迎や外出時における一時預かりなど会員間の相互援助活動を支援します。料金の見直しやひとり親への助成を検討し、会員の拡大と活動の活発化を図ります。 | こども課 | 市民 指定管理者 |
| 21 | 保育園開放・幼稚園ちびっ子デーなどの子育て支援（交流保育・育児相談） | 幼稚園・こども園（短時間）では、未就園児（3歳児）の集団生活への適応や幼稚園生活へのステップとともに、保護者の幼児教育に関する理解を得るため、幼稚園への体験入園（ちびっ子デー）を実施します。また、保育園・こども園（長時間）では、在宅乳幼児家庭の子育て支援のため、保育園・こども園開放を実施します。ちびっ子デー・園開放の機会を捉え、保健師が各園へ出向き、参加親子に対し育児相談や子育て教室を実施し、園児の健康管理を図るとともに子育てを支援します。 | こども課 健康課 | 民間事業者 |

| 事業番号 | 事業名 | 事業内容・方向性 | 担当課等 | 協働者 |
|------|------------------|---|-------------------------------|-------|
| 22 | マイ保育園登録制度（仮称）の実施 | 保育園を活用し、在宅乳幼児等の保護者の子育て支援の一助として、「マイ保育園登録制度」を推進します。地域の保育園に「登録」した登録者を対象として、子育て相談や、登録者が在園児とともに参加できる行事を展開します。 | こども課 | 民間事業者 |
| 23 | 保育士・幼稚園教諭等の派遣 | 在宅乳幼児の保護者の子育て力の向上を図るため、専門的知識・技術を有する保育士や幼稚園教諭の地域出前講座や地域出前相談を実施します。 | こども課 | |
| 24 | 市民への情報提供 | <p>市政や子育てに関する情報の提供に努めます。</p> <p>【主な情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報「だん暖たてやま」の発行 ・ 「暮らしの便利帳」の配布 ・ 市ホームページ、SNS ・ 子育て応援サイト ・ 広報紙スマホアプリ「マチイロ」 ・ 各公共施設における情報掲示板 ・ 保育園等のお便り、連絡帳 等 | こども課 秘書広報課 生涯学習課 健康課 | 市民 |
| 25 | 家庭児童相談の充実 | 子育てに関する身近な相談の場として、家庭児童相談室を子ども家庭総合支援拠点とし、家庭相談員2名、子ども家庭支援員1名を配置して実施します。児童の養育に関する相談や家庭内の心配ごとなどに関する相談活動を実施し、家庭環境の改善に努めます。 | こども課 | |
| 26 | いじめの未然防止と早期対応 | いじめへの対応と防止について、学校等の対処方法等を明確にし実施します。 | 教育総務課 こども課 | |



3 経済的支援の充実

【施策の主な方向性】

- ◆子どもたちの将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、各種手当の支給や助成を行い、経済的支援の充実を図ります。
- ◆子ども医療費の助成について、対象世帯の拡大を検討します。

| 事業番号 | 事業名 | 事業内容・方向性 | 担当課等 | 協働者 |
|------|-----------------------------------|--|-------|-------|
| 27 | 児童手当の支給 | 次代の社会を担う児童一人ひとり人の育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了前までの児童を対象として児童手当を支給します。 | 社会福祉課 | |
| 28 | 子ども医療費の助成 | 中学校3年生までの入院及び通院医療費を助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減と子どもの保健の向上を図ります。また、対象世帯の拡大を検討します。 | 社会福祉課 | |
| 29 | 幼児教育・保育の無償化 | 幼児教育・保育の無償化に伴い、公・私立の保育園、こども園、公立の幼稚園における全ての3～5歳児及び0～2歳児の住民税非課税世帯の利用料を助成します。また、利用者が円滑に利用できるよう努めます。 | こども課 | |
| 30 | 実費徴収に係る補足給付を行う事業 地域子ども・子育て支援事業 | 新制度に未移行の幼稚園に在園する低所得世帯を対象に副食費の一部を補助します。 | こども課 | |
| 31 | 奨学金貸付制度 | 高等学校、高等専門学校、大学等に入学が決定又は在学中で、経済的理由により修学が困難な学業が優秀な者に対し、修学金や支度金の貸付を行い就学機会を確保し人材を育成します。 | 教育総務課 | |
| 32 | 要保護及び準要保護児童生徒の就学援助 | 要保護及び準要保護児童生徒に対し、学用品費等を援助します。 | 教育総務課 | 教育機関 |
| 33 | 特別支援教育就学奨励費 | 特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため就学に必要な経費の一部を補助します。 | 教育総務課 | 教育機関 |
| 34 | 遠距離通学に対する支援 | 遠距離から通学する児童生徒の通学に対し、通学費の経済的負担を軽減するため、補助を行います。また遠距離通学地区で、路線バスが不便又はない地区についてスクールバスを運行します。 | 教育総務課 | 教育機関 |
| 35 | おさがり利用側方支援 | ベビーカーやチャイルドシート、子ども服など、不要になった人と必要とする人を結びつける「ゆずります・ゆずってくださいコーナー」を元気な広場で実施します。 | こども課 | 指定管理者 |
| 36 | こども食堂の側方支援 | 民間団体などが実施するこども食堂について支援を行います。 | こども課 | 民間業者 |

4 発育・発達に関する支援

【施策の主な方向性】

- ◆児童の障害や発達上の課題を早期に発見し、適切な療育・発達支援を受けられる体制づくりに努めます。

| 事業番号 | 事業名 | 事業内容・方向性 | 担当課等 | 協働者 |
|------|------------------------------|--|--------------|-----|
| 37 | 母子専門相談事業 | 乳幼児等の心身の発育・発達やアレルギー相談を、同一医師のもと実施します。育児に対する不安軽減を図り、安心して子育てができるように子どもの発達を確認し、1歳6か月児・3歳児健康診査事後のフォローを行います。 | 健康課 | |
| 38 | 発達・発育に関する相談の充実 | 軽度発達障害などの心配に対して、身近な場所で専門的な相談が受けられるよう、保健センターや各保育園・こども園で就学前乳幼児の発達・発育に関する専門相談を随時実施します。 | 社会福祉課 健康課 | |
| 39 | 健診事後幼児教室（ひよこルーム、たつの子幼児教室）の実施 | 1歳6か月児、3歳児健康診査の事後支援、個別相談等を行うため、幼児教室を実施します。 | 健康課 | |
| 40 | 心身障害児通所事業（マザーズホーム） | 障害や発育・発達に関する療育・発達支援のための母子通園の場として、心身障害児通所事業を実施します。 | 社会福祉課 | |
| 41 | おもちゃ図書館の実施 | おもちゃを使った遊びとふれあいの中で、感覚等を育てる遊びの援助やおもちゃの貸し出しを行うおもちゃ図書館事業を推進します。 | 社会福祉課 | |
| 42 | 障害児福祉手当の支給等 | 重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の障害児に障害児福祉手当を支給します。 また、在宅の障害児を監護している方へ県が支給する特別児童扶養手当の支給事務を通じ、児童の福祉増進を図ります。 | 社会福祉課 | |
| 43 | 心身障害児の援護相談の実施 | 心身障害児に対し、市役所窓口や、マザーズホームにて指導・援護相談を実施します。 | 社会福祉課 | |
| 44 | ブックスタート | 児童と本を結び付けるきっかけづくりを行い、本の楽しさに触れられる機会を提供します。 | 図書館 | |



| 事業番号 | 事業名 | 事業内容・方向性 | 担当課等 | 協働者 |
|------|-----------------------------|---|---------------|-------|
| 45 | 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付 | 障害児又は保護者が適切に各種福祉サービスを利用できるよう、必要に応じ、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の取得を促します。 | 社会福祉課 | |
| 46 | 障害福祉サービスの充実 | 居宅介護や短期入所、施設入所など、障害者総合支援法や児童福祉法等に基づく各種障害福祉サービスの充実と利用促進に努めます。また、児童福祉法による障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）の利用者に対し、自己負担相当額を助成することにより、その利用を促進します。 | 社会福祉課 | 民間事業者 |
| 47 | 特別支援教育の推進 | 安房特別支援学校等との連携のもと、各保育園・こども園・幼稚園・小中学校においては、障害児など特別な支援が必要な幼児、児童生徒に、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援が行えるよう、職員の資質向上や補助員などのマンパワーの確保、施設の充実に努めます。また、市内1か所の幼稚園で、幼稚園教育における特別支援学級の機能を拡充します。 | 教育総務課 こども課 | 教育機関 |
| 48 | 居住地園交流の実施 | 発育・発達に対する不安がある児童が将来、小学校に就学することを見据え、特別支援学校幼稚園と連携し、児童が居住する学区内の幼稚園・保育園・こども園で交流保育を実施します。 | 教育総務課 こども課 | 教育機関 |



5 児童虐待と配偶者暴力の防止対策

【施策の主な方向性】

- ◆児童虐待を未然に防止するための相談体制や予防活動の充実を図ります。
- ◆児童虐待に対する総合的な対応を図るため、虐待防止ネットワークの活用を図るとともに、被虐待児及び保護者等に対する支援に取り組みます。

| 事業番号 | 事業名 | 事業内容・方向性 | 担当課等 | 協働者 |
|------|---------------------|--|-------------------------------|---------------------------|
| 49 | 養育支援訪問の検討 | 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・家庭相談員・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、当該家庭の適切な養育を支援します。 | こども課 健康課 | |
| 50 | 相談体制の整備 | 乳幼児健診・健康相談や家庭児童相談、家庭教育相談などを通し、育児不安や迷い・ストレス・育児の孤立などの現状を把握し、適宜支援を実施します。 | こども課 健康課 中央公民館 教育総務課 | 保育・教育 機関 |
| 51 | 要保護・要観察の家庭への支援の推進 | 君津児童相談所と連携をとりながら、児童の適切な保護と、保護者への継続的な支援に努めます。 | こども課 健康課 教育総務課 中央公民館 | 保育・教育 機関 関係機関 |
| 52 | 児童虐待防止ネットワーク事業の推進 | 要保護児童対策地域協議会代表者会議や実務者会議、個別支援会議による、関係機関の連携や情報の共有化に努め、効果的な虐待防止対策を推進します。 | こども課 健康課 教育総務課 中央公民館 | 保育・教育 機関 関係機関 市民 |
| 53 | ドメスティック・バイオレンス対策の推進 | 配偶者による暴力の防止・被害者対策については、警察や千葉県女性サポートセンターなど関係機関と連携しながら、相談や緊急時における安全の確保などに努めます。 | 社会福祉課 | |



6 ひとり親家庭等の支援

【施策の主な方向性】

- ひとり親家庭の経済的自立と児童の健全な育成を図るため、医療費の助成、児童扶養手当の支給、母子（寡婦）・父子福祉資金の貸付などの経済的支援とともに、相談体制の充実を図っていきます。

| 事業番号 | 事業名 | 事業内容・方向性 | 担当課等 | 協働者 |
|------|--------------------|--|-------|-----|
| 54 | ひとり親家庭に対する経済的支援 | ひとり親家庭とその子どもに対し、国の制度等に基づき、経済的支援を実施します。 ・児童扶養手当の支給 ・母子・父子家庭自立支援給付金の支給 ・母子（寡婦）・父子福祉資金貸付 ・ひとり親家庭等医療費等助成制度 | 社会福祉課 | |
| 55 | 母子・父子自立支援員による相談の実施 | 母子・父子家庭及び寡婦の、家庭紛争・就労・児童の養育・資金の貸付等の相談を実施します。 | 社会福祉課 | |



7 仕事と生活の調和の推進

【施策の主な方向性】

- ◆仕事も生活も大切にすることで、仕事の質、生活の質の両方をより高めることを目指す取組である「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）について、市民や事業所等への意識啓発などの働きかけの強化に努めます。

| 事業番号 | 事業名 | 事業内容・方向性 | 担当課等 | 協働者 |
|------|--------------|---|-------|---------------|
| 56 | 男女平等意識の啓発 | 性別による固定的役割分担意識の改革をするため、講演会・セミナー・座談会・市広報等により男女平等意識の啓発を図ります。 | 企画課 | 民間事業者 市民 |
| 57 | 就業条件・環境の整備促進 | ハローワークや商工会議所と連携しながら、市内事業所に対して、一般事業主行動計画の策定、着実な推進や、子育て家庭を支援する制度の充実などを働きかけます。また、仕事と子育ての両立の体制整備や関係法制度等について事業所等への啓発、広報活動を関係機関と連携し推進します。 | 雇用商工課 | 民間事業者 関係団体 |



基本目標 3 子どもが健康に育つための環境づくり

■基本目標 2
子どもが健康に育つための環境づくり

■基本施策
①母親と子どもの健康づくり
②「食育」の推進
③子どもの健康維持のための適切な医療環境の構築

【現況と課題】

- 本市では、妊娠時から出産、乳児期、幼児期と一貫した母子の健康づくりに向けて、妊婦、乳児、1歳6か月児、3歳児の健康診査を基本に、ファミリー学級、産婦・新生児・乳幼児への家庭訪問、予防接種など、きめの細かい事業展開に努めています。今後も関係機関との連携を一層強化し、各健診と健診後の相談・指導を充実するとともに、子育て不安の解消にむけた仲間づくりや学習の場の提供により、育児力を高めていくことが求められます。

■参考 平成30年度 乳幼児健康診査受診率

| 4か月児 | 1歳6か月児 | 3歳児 |
|-------|--------|-------|
| 91.0% | 95.6% | 94.4% |

※就園率：4月1日現在の保育園の在園児数÷4月1日現在の住民登録人数。



- 食は生涯を通じて健康に生活するための基礎であり、乳幼児期から、望ましい食習慣の定着を図っていくことが重要です。食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野、そして地域が連携しつつ、食に関する学習機会や情報提供を進めることが必要です。
- 安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう地域小児・産婦人科医療体制の整備が必要です。

1 母親と子どもの健康づくり

【施策の主な方向性】

- ◆妊産婦に対して、健康診査や家庭訪問などを行い、妊娠・出産に対する心と体の両面からの支援の充実に努めます。
- ◆父母ともに安心して、妊娠、出産、育児に臨めるよう母子健康手帳及び父子健康手帳の交付、ファミリー学級の開催等によって、支援に努めます。

| 事業番号 | 事業名 | 事業内容・方向性 | 担当課等 | 協働者 |
|------|--|--|------|-----|
| 58 | 母子健康手帳交付・妊婦健康相談の実施 | 母子健康手帳の交付時に保健・福祉サービスの紹介や健康相談を行い、妊婦及び家族の健康保持増進を図ります。 | 健康課 | |
| 59 | 父子健康手帳の交付 | 父親の父性の育成、妊娠時の妻の身体的・精神的サポートや育児参加を促進するため、父子健康手帳を交付します。（第1子のみ） | 健康課 | |
| 60 | 妊産婦電話相談・家庭訪問の実施 | 妊産婦の不安や悩みに対し、保健師による電話相談を実施するとともに、必要に応じて家庭訪問を実施します。 | 健康課 | |
| 61 | ファミリー学級の開催 | 安定した妊娠期を過ごすため、また、安心して出産・育児に臨めるよう、正しい知識の普及やグループ実習を通じた仲間づくりなどの支援をします。食事編、育児編とし、それぞれ4回ずつ(計8回)実施します。 | 健康課 | |
| 62 | 妊婦健康診査の実施 (医療機関委託) 地域子ども・子育て支援事業 | 妊婦健康診査については、安全な分娩と健康な児の出産のために、14回の健診費用を助成します。 | 健康課 | |
| 63 | 新生児訪問の実施 | 保健師による家庭訪問を行い、新生児の健康状態の確認と保護者の育児不安の軽減を図ります。 | 健康課 | |
| 64 | 未熟児養育医療給付事業 | 母子保健法に基づき、身体の発育が未熟のまま出生した乳児が、正常児が出生時に有する諸機能を得るにいたるまでの間、必要な医療給付を行います。看護料及び移送料を除いた全てを現物給付します。 | 健康課 | |
| 65 | 低体重児訪問指導事業 | 母子保健法に基づき、体重2,500g未満で生まれた低体重児等に対して、養育上必要があると認められるときは、保健師が家庭訪問し必要な指導や助言を行います。 | 健康課 | |

| 事業番号 | 事業名 | 事業内容・方向性 | 担当課等 | 協働者 |
|------|--|--|------|---------|
| 66 | 乳幼児電話相談の実施 | 健やかな子どもを育てるために、電話による悩みや相談に応じて適切な健康づくりの支援や育児の支援をします。 | 健康課 | |
| 67 | 乳幼児訪問の実施 | 健康診査や乳児相談の事後支援として日常生活への助言を行うため、保健師・管理栄養士が家庭訪問を実施します。 | 健康課 | |
| 68 | 乳児健康診査の実施 (医療機関委託) | 乳児の疾病の早期発見、発育・発達状態の確認のため、乳児健康診査を実施します。 | 健康課 | 安房医師会 |
| 69 | 乳幼児健康診査の実施 | 全ての対象児の疾病等の早期発見・早期対応及び保護者の育児不安の軽減のために、健康診査を実施します。 ・ 4か月児健康診査 ・ 1歳6か月児健康診査の実施 ・ 3歳児健康診査の実施 | 健康課 | |
| 70 | 4か月までの全乳児の現況把握（こんにちは赤ちゃん事業） 地域子ども・子育て支援事業 | 全ての乳児がいる家庭を訪問し、親子の心身の状態や養育環境等に応じた助言を行います。 | 健康課 | 保健推進員 |
| 71 | 乳児相談の実施 | 身体計測、育児相談、栄養相談、歯科相談を行い、発達上の課題の早期発見とともに、健全な親子関係づくりやよりよい育児環境づくりを支援します。 | 健康課 | |
| 72 | 自主育児サークル支援 | 乳幼児を持つ親が心のゆとりを持って子育てができるよう友だちづくりや子育て情報の交換ができる場の確保を支援します。また、親の孤立や、育児不安の解消を図るため、仲間づくりや自主活動を支援します。 | こども課 | 市民 |
| 73 | フッ化物歯面塗布事業 | 乳歯初期のう歯予防・口腔衛生の向上、保護者の歯の健康に対する意識向上のため、2歳児を対象に契約歯科医療機関で2回分のフッ化物歯面塗布を全額助成します。 | 健康課 | 安房歯科医師会 |
| 74 | 親と子のよい歯のコンクールの実施 | 子どもの歯を守ることへの関心を高めるため、保護者、家族へのむし歯予防活動を推進します。 | 健康課 | 市民 |
| 75 | 予防接種の実施 | 子どもに感染の恐れのある疾病の発生及び蔓延を防止するため、個別接種方式による予防接種を実施します。 | 健康課 | 安房医師会 |
| 76 | 母子保健情報連携システムの活用 | 乳幼児期における健康情報を本人及び保護者が健康管理に活用できるように環境整備を行います。 | 健康課 | |

2 「食育」の推進

【施策の主な方向性】

- ◆保健推進員による啓発事業をはじめ、親子クッキングの開催等、様々な機会を通じて、乳幼児期から発達段階に応じた食育の視点を取り入れた支援に努めます。

| 事業番号 | 事業名 | 事業内容・方向性 | 担当課等 | 協働者 |
|------|---------------------------------|---|--------------|-------------|
| 77 | 保健推進員による啓発事業（たてやま☆元気サポーター事業）の実施 | 中学生・高校生や幼稚園・小学校PTA等を対象に、保健推進員による小児生活習慣病予防の知識伝達、調理実習や講義を実施し、食に関する啓発を図ります。 | 健康課 教育総務課 | 市民 保健推進員 |
| 78 | 親子クッキングの開催 | 親子のふれあいを通して料理を作る楽しさや食べる喜び、バランスよく食べる大切さを学び、あわせて生活習慣病の予防を図るため、学校の長期休業前に開催します。 | 健康課 中央公民館 | 市民 保健推進員 |
| 79 | 保育園給食の推進 | 入所児童の健全な発育と健康の維持・増進や、食を通じた心身の育成を図るため、栄養士による献立作成、保育園で調理する保育園給食を推進します。 | こども課 | |
| 80 | 食に関する指導の実施（学校給食の推進） | 小中学校の保健体育、特別活動及び学校給食を通じて食に関する指導を実施します。 | 教育総務課 | 教育機関 |

3 子どもの健康維持のための適切な医療環境の構築

【施策の主な方向性】

- ◆県や医師会などの関係機関と連携し、救急医療対策も含めた地域小児・産婦人科医療体制の維持・確保に努めます。

| 事業番号 | 事業名 | 事業内容・方向性 | 担当課等 | 協働者 |
|------|---------------|--|------|-------------|
| 81 | 地域医療体制の整備促進 | 妊産婦、乳幼児等が安心して適切な医療が受けられるよう、安房医師会等の関係機関の協力を得ながら、救急医療対策などの地域医療体制の維持・確保を図ります。 | 健康課 | 安房医師会 |
| 82 | 「かかりつけ医制度」の促進 | 身近で信頼できる、かかりつけ医（ホームドクター）を持つことについて定着を図ります。 | 健康課 | 市民 安房医師会 |

基本目標 4 親と子が地域で成長する環境づくり

■基本目標 4
親と子が地域で成長する環境づくり

■基本施策
①子どものための教育環境の整備
②多様な学習機会の提供
③家庭や地域の教育力の向上
④次代の親の育成
⑤子どもを取り巻く環境改善の推進

【現況と課題】

- 令和2年度から始まる新たな学習指導要領では、変化する社会の中で生きる子どもたちに必要な力として、「実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力」、「学んだことを人生や社会に生かそうとする、学びに向かう力・人間性など」の3つの柱を掲げています。この3つの力をバランスよく育むためには、学校の授業だけではなく、家庭や地域と連携していくとともに、子どもたちが主体的に学んでいくことができるような環境を整備することが必要です。そのために、家庭や地域社会と連携していくとともに、地域や子どもたちの実情に応じて主体的に創意工夫のある教育活動を展開する必要があります。
- 育児不安や児童虐待の背景として、近年の核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等に伴う家庭の教育力の低下が指摘されています。このため、公民館等の社会教育施設をはじめ、乳幼児健診や就学時健診等の多くの親が集まる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うことが必要です。
- 少子化が進行する中で、思春期の子どもたちが、乳児の成長過程をみたり、触れたりする機会が少なく、命の尊さを自然に学びとることや、かつて地域社会や家庭の中で培われていた父性や母性を育むことがより難しくなっていると考えられます。本市では中学生を対象に、年1回のパパママ体験の実施や、家庭科の授業における乳幼児とのふれあい体験を実施しています。



1 子どものための教育環境の整備

【施策の主な方向性】

- ◆子どもが自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた「生きる力」を社会全体で育むため、安心して学ぶことができる教育環境を、学校、家庭及び地域が相互に連携して整備していきます。

| 事業番号 | 事業名 | 事業内容・方向性 | 担当課等 | 協働者 |
|------|-------------------|--|---------------|------|
| 83 | 学校教育の充実 | 「生きる力」の育成を目指し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教育活動を展開する中で、児童生徒の学ぶ意欲を引き出し、人生を拓く「確かな学力」、自他の生命を大切にし、思いやりのある「豊かな心」、健康で安全な生活を実践し、活力にあふれる「健やかな体」を育成に努めます。また、「発達の段階に応じたキャリア教育」を推進するとともに、「地域とともに歩む学校づくり」を推進します。 | 教育総務課 | 教育機関 |
| 84 | マイスクールボランティア事業の推進 | 子どもたちの学習をより深く豊かにするため、地域人材の発掘やボランティアを派遣した教育活動の開発等、地域の教育力を生かした「開かれた学校づくり」を推進します。 | 生涯学習課 | 教育機関 |
| 85 | 就学相談の実施 | 特別な支援の必要な児童生徒の適切な就学のために相談を実施します。 | 教育総務課 | 教育機関 |
| 86 | 教育相談・スクールカウンセラー事業 | 県と連携し、学校における教育相談を実施します。また、教職員の教育相談に対する認識を深めるとともに、相談活動の日常化に努めます。 | 教育総務課 | 教育機関 |
| 87 | 健康診断の実施 | 児童生徒の健康の維持・増進を図るため、各学校で定期健康診断を実施します。また、翌年度に小学校へ入学する予定者に就学時健康診断を実施します。 | 教育総務課 | 教育機関 |
| 88 | 小児生活習慣病予防検診の実施 | 生活習慣病の予防に向けて、小中学校の希望者を対象に生活習慣病予防検診を実施します。また、検診結果に基づき、保護者に対して生活習慣の改善に関する助言を実施し、児童生徒の健康増進を図ります。 | 教育総務課 健康課 | 教育機関 |
| 89 | 幼稚園・小中学校の学習環境の向上 | 温暖化にともなう夏場の熱中症対策として、教室へのエアコン配置と適正な運営基準により、児童の健康を守るとともに快適な学習環境を維持します。 | 教育総務課 こども課 | 教育機関 |

| 事業番号 | 事業名 | 事業内容・方向性 | 担当課等 | 協働者 |
|------|-------------------|---|------------------------|---------------|
| 90 | 危険箇所の改善 | 学校や幼稚園・保育園・こども園など施設の日常点検や改良などを徹底し、子どもたちが安全に安心して過ごせる環境を整えます。 | 教育総務課 こども課 建築施設課 | 教育機関 |
| 91 | 夏休み宿題大作戦 | 図書館・博物館が連携し、専門的な資料の提供やヒントを与えて、子どもの自主的な学びを支援します。 | 図書館 博物館 | |
| 92 | 子育て親子の図書館利用促進 | 毎週金曜日の午前中をキッズタイムとし、子育て中の保護者が周りに気兼ねなく本に親しむことができる環境を整えます。 | 図書館 | |
| 93 | 学校再編 | 児童生徒数の減少から、学校の再編を検討します。 | 教育総務課 | 教育機関 |
| 94 | 保健・医療・福祉・教育連絡会の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・養護部会 児童生徒の健康の保持増進と育成を図るため、保健師と養護教諭の連絡会を年1回開催します。 ・学校保健委員会 児童生徒の健康の保持増進と育成を図るために、地域・学校・行政の連絡会を中学校区ごとに年1回開催します。 | 教育総務課 健康課 | 教育機関 |
| 95 | 小中学校体験学習の実施 | 学校での指導や職場体験学習を通じ、豊かな人間性や社会性を育みながら、変化の激しい社会の中で、たくましく生きる力を育成します。 | 教育総務課 | 教育機関 民間事業者 |
| 96 | 通級教室の実施 | ことばの指導（発音など）が必要な幼児、児童生徒に専門指導者が通級指導を実施します。また、専門の指導者の養成とともに、通級指導業務の充実を図ります。 | 教育総務課 こども課 | 教育機関 |
| 97 | 特色ある学校づくり | 各地域の特色や実態に応じた学校づくりを推進します。特に、地域産業との関わりを重視し、教育課程内で実施するよう指導します。 | 教育総務課 | 教育機関 |
| 98 | 人権教育の推進 | 館山人権擁護委員協議会と連携し、小学校の巡回教育など、人権教育に取り組みます。 | 社会福祉課 教育総務課 | |



2 多様な学習機会の提供

【施策の主な方向性】

- ◆家庭・学校・地域が連携した子どもの居場所づくりや自然体験などを通じた学習活動の充実に努めます。
- ◆スポーツ活動による心身の健全育成を図るため、地域の各種活動に対する支援に努めます。

| 事業番号 | 事業名 | 事業内容・方向性 | 担当課等 | 協働者 |
|------|------------------------|--|----------------|-----|
| 99 | 子ども市民大学の開催 | 館山市の将来を担う子どもたちの創造性あふれる人間としての成長を願い、学校・家庭及び地域社会の連携のもとに、子どもたちの学習、スポーツ及び文化活動を総合的に提供するためのコースを設定し、市内小学生を対象にした子ども市民大学を開催します。 | 生涯学習課 | |
| 100 | 図書の貸出・紹介相談の実施・おはなし会の開催 | 子どもたちに本のすばらしさを伝え、読むことの楽しさを体得できるよう、図書の貸出・紹介・読書相談・おはなし会等を実施します。子どもや親の「知りたい」「調べたい」という気持ちにこたえるため、資料・情報を提供します。 | 図書館 | 市民 |
| 101 | 放課後子ども教室の開催 | 市内の小中学校区において、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流ができる放課後子ども教室を平日の放課後、小学校の施設を活用して実施します。学童クラブとの一体的な運営を推進します。 | 生涯学習課 | 市民 |
| 102 | ふるさと学習教室・青少年対象講座の開催 | ふるさと学習の推進を図るため、小学生を対象に、市の自然・人・もの等に関する体験学習を実施し、館山を愛する子どもを育みます。 | 生涯学習課 中央公民館 | 市民 |
| 103 | 田のくろ大大学校事業の実施促進 | 普段農業に親しむ機会のない親子を対象に、農家が教授となり、生産現場で農業の原体験をしてもらう「田のくろ大大学校」事業の運営を支援し、農業を通じた子どもの健全育成を図ります。 | 農水産課 | 市民 |
| 104 | 子ども会の支援 | 育成者講習会、研修会、育成者情報交換会などを実施し子ども会を支援します。 | 生涯学習課 | 市民 |
| 105 | スポーツ・レクリエーション活動の振興 | 各種スポーツ大会、教室の開催や、団体への助成を行います。 ・スポーツ少年団の支援 ・総合型地域スポーツクラブの育成事業 ・剣道大会、寒中水泳大会、若潮マラソン大会等の開催 ・オリンピックメダリストに学ぼう！水泳教室、オリンピックメダリストに学ぼう！バレーボール教室等の開催 | スポーツ課 | 市民 |

3 家庭や地域の教育力の向上

【施策の主な方向性】

- ◆公民館等の社会教育施設をはじめ、乳幼児健診や就学時健診等の多くの親が集まる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。
- ◆地域の教育力の向上を目指し、コミュニティ活動や子育てサークルへの支援を行います。

| 事業番号 | 事業名 | 事業内容・方向性 | 担当課等 | 協働者 |
|------|------------------------------|---|----------------------|---------------------|
| 106 | 家庭教育学級の開催 | 親などを対象に幼稚園、こども園、小学校単位で家庭教育に関する学習の場として家庭教育学級を開催します。 | 中央公民館 教育総務課 | 教育機関 市民 |
| 107 | 子育て支援講座「ハッピーファミリー」、「育児相談」の開催 | 親の孤立や悩みの軽減を図り、心にゆとりを持って子育てができるよう、「館山市元気な広場」を会場に、保護者と乳幼児を対象に子育て支援講座・育児相談を開催します。 | 中央公民館 健康課 こども課 | 教育機関 市民 指定管理者 |
| 108 | 親子対象「たてやまワクワク探検隊」の開催 | 小学生の親子を対象に、親子で自然、文化歴史、農業などの体験をする「たてやまワクワク探検隊」を開催します。 | 中央公民館 | 教育機関 市民 |
| 109 | 家庭教育学級共同学習会の開催 | 子育てに関する知識を高めるため専門家による講演を開催します。また、情報交換の場として学級交流会を開催します。 | 中央公民館 | 教育機関 市民 |
| 110 | 祖父母世代への育児情報・育児に関する学習機会の提供 | 祖父母世代が孫や地域の子どもたちの育児を、自信を持って、適切に行うことができるよう、祖父母世代を対象に育児情報・育児に関する孫育て講座などの学習機会を提供します。 | こども課 | 教育機関 市民 指定管理者 |
| 111 | 世代間交流 | シニア世代の協力を得ながら世代間の交流を促進し地域の子育て力を高める取組を行います。 | こども課 中央公民館 | 市民 指定管理者 |
| 112 | サポーター活動の検討 | 子育て支援の中核施設である保育園、こども園等の運営に、保護者以外で子育てを応援したい住民（サポーター）が関わられるようサポーター活動の実施を検討します。 | こども課 | |
| 113 | コミュニティ事業への支援 | 地域における市民のふれあい及び快適な生活環境の確保を図り、コミュニティを醸成するため、コミュニティ活動や地区コミュニティ施設整備に対する補助を実施します。 | 社会安全課 | |

4 次代の親の育成

【施策の主な方向性】

- ◆結婚や出産、子育てについて、学び、考えることができるよう中学生と乳幼児のふれあう機会を提供していきます。

| 事業番号 | 事業名 | 事業内容・方向性 | 担当課等 | 協働者 |
|------|----------------|---|--------------|------|
| 114 | 思春期ふれあい体験学習の実施 | 中学生と乳幼児とのふれあい体験や妊婦体験、講義などを実施し、命の尊さを知り、健全な父性、母性の育成を図ります。 | 教育総務課 健康課 | 教育機関 |



5 子どもを取り巻く環境改善の推進

【施策の主な方向性】

- ◆地域の連携により子どもの非行などの問題行動の予防や対応、子どもを取り巻く環境対策に取り組みます。

| 事業番号 | 事業名 | 事業内容・方向性 | 担当課等 | 協働者 |
|------|---------------|---|-------|-----|
| 115 | 社会を明るくする運動の展開 | 犯罪のない明るい社会を築くため、キャンペーン等による啓発を実施し、草の根運動を展開します。 | 社会福祉課 | 市民 |
| 116 | 防犯活動の促進 | ボランティアによる啓発活動や通学路の見回り活動等を促進し、犯罪予防に努めます。 | 社会安全課 | 市民 |

基本目標5 子どもが育つ安全安心の環境づくり

■基本目標5
子どもが育つ安全安心の環境づくり

■基本施策
①子どもの安全確保
②災害に対する子育て家庭への支援
③子育てに配慮した生活環境の充実
④地域で育む元気な親子

【現況と課題】

- 子どもは災害や犯罪、交通事故の被害者になりやすく、警察、保育園、幼稚園、こども園、学校、関係団体等との連携・協力体制の強化を図りながら、意識啓発やハード面での予防対策などにより、安全・安心のまちづくりを推進していくことが求められます。
- 令和元年度の台風は、本市に甚大な被害をもたらしました。多くの市民が避難所に避難しましたが、乳幼児のいる家庭は、避難所利用を躊躇する場面がありました。元気な広場利用者を実施した「災害時等の避難所に関するアンケート」では、9割以上の方が子育て世帯を優先とする避難所があったら利用すると回答しており、記述いただいた回答からは、乳幼児向けの支援物資や、授乳室やオムツ替えスペースなどを備えた避難所が求められていることがうかがわれます。また、災害後において、子どもが普段と異なる反応をみせた場合などに、保護者から「子どもとの接し方が事前に知りたい」とのニーズもありました。災害時、災害後に自ら命や生活を守る意識を啓発していくことも必要です。
- 乳幼児を連れた保護者が安心して外出するためには、授乳やおむつ替えを無料で利用できるスペースの確保が必要です。本市では、「赤ちゃんの駅」事業や、県の「子育て応援！チーパス」事業が普及していますが、さらなる充実へ向けて意識の啓発等を行っていく必要があります。
- 子ども・子育て支援新制度が目指す社会全体で子どもを育てる社会構築のため、地域ぐるみでの子育て支援を推進する必要があります。しかし、近年、子ども会や地域の行事等から距離を置いている家庭も増えています。その背景として、共働き家庭の増加などの家庭状況の変化が考えられ、地域と子育て家庭の関わり方について支援のあり方を検討していくことも必要です。
- 子育ては本来、日々成長する子どもの姿を見て、親も親として成長していくという喜びや生きがいをもたらすものです。そして、その親子の成長する姿を見守ることによって、高齢者など子育ての当事者ではない住民にも喜びや生きがいをもたらします。世代を超えて子どもを温かく見守り、生涯を通して楽しく子育てのできるまちを目指すためには、行政や事業者によるサービスの提供のみならず、市民一人ひとりが子育てについて考えることが重要です。

1 子どもの安全確保

【施策の主な方向性】

- ◆園児が校外活動などで移動する経路について、関係機関と連携し、危険か所を確認・改善し、安全性の向上に努めます。
- ◆子どもたちを交通事故から守るため、関係機関と連携して学校や地域における交通安全教室の開催や指導体制の充実、交通安全意識の啓発に努めます。
- ◆子どもたちが犯罪等の被害に遭わないよう、地域防犯体制の充実に努めます。
- ◆子どもたちを各種災害から守るため、地域防災体制の充実に努めます。

| 事業番号 | 事業名 | 事業内容・方向性 | 担当課等 | 協働者 |
|------|----------------------|--|----------------|--------------------|
| 117 | 交通安全指導体制の強化 | 子どもたちや保護者への交通安全指導及び啓発活動を推進します。交通安全指導、及び啓発活動等を実施している、館山交通安全協会及び館山地域交通安全活動推進委員協議会へ活動費の補助や、館山市交通指導員による登校指導を実施します。 | 社会安全課 | 関係機関 |
| 118 | 学校の安全確保 | 安全安心メールの普及促進や、耐震改修の推進、防災訓練や防犯講習の強化など、学校の安全確保のための方策を推進します。各学校で危機管理・不審者対応マニュアルについて教職員間で周知を図るとともに、月1回安全点検を実施します。 | 教育総務課 こども課 | 県 教育機関 市民 |
| 119 | 警察と学校等の関係機関との情報交換・連携 | 子どもたちの安全確保のため、警察と学校等の関係機関との情報交換や連携した取組を進めます。地域で子どもの安全を守る子ども見守り隊活動を推進します。 | 社会安全課 教育総務課 | 警察 教育機関 関係機関 |
| 120 | 防災体制の充実 | 常備消防、消防団及び自主防災組織の強化を図ります。常備消防については、安房郡市広域圏市町村事務組合消防費負担金を支出し、消防団については、消防車両の更新整備などにより消防力の強化を図ります。 自主防災組織の強化については、自主防災組織の結成を促すとともに、防災訓練の実施、防災備品の購入について支援します。 | 社会安全課 | 市民 関係機関 関係団体 |
| 121 | 防犯体制の充実 | 防犯灯設置に対する補助を行うとともに、小学生及び中学生に防犯ブザーを配布します。また、防犯事業を実施する機関へ活動費を補助します。 | 社会安全課 | 市民 関係機関 |



2 災害に対する子育て家庭への支援

【施策の主な方向性】

- ◆災害時、小さな子どもを持つ家庭に向けた避難所を設置します。
- ◆子育て家庭に向けた防災講座、災害時の子どもの心のケアに関する講座を開催するとともに、災害時、子どもや保護者が安全・生活を守ることができるよう、情報・学習機会の提供を検討します。

| 事業番号 | 事業名 | 事業内容・方向性 | 担当課等 | 協働者 |
|------|----------------|--|---------------|---------------|
| 122 | 防災学習の推進 | 幼稚園、保育園・こども園・学校などで防災訓練、防災教育を推進します。 | こども課 教育総務課 | 民間事業者 教育機関 |
| 123 | 防災意識の啓発 | 災害時、保護者が子どもの安全・生活を守ることができるよう、関係機関と連携した情報・学習機会の提供を検討します。 | こども課 教育総務課 | 市民 |
| 124 | 子育て家庭避難所の設定 | 台風等の災害時において、通常の避難所での対応が困難な小さな子どもを抱える家庭を、安全かつ快適に受け入れる環境を整えるため、元気な広場に「子育て家庭避難所」機能を持たせます。 | こども課 | 指定管理者 |
| 125 | 子どもの心のケアに関する講座 | 「元気な広場」において保護者向けに防災や災害時の子どもの心のケアなどに関する講座を定期開催します。 | こども課 | 指定管理者 |



3 子育てに配慮した生活環境の充実

【施策の主な方向性】

- ◆子ども及び子ども連れの保護者等が安全・安心に過ごすことができる施設や設備の充実及び環境の改善や維持に努めます。
- ◆「赤ちゃんの駅事業」や、県の「子育て支援！ チーパス事業」のさらなる普及にむけて、周知・啓発を図るとともに、商業振興につなげていきます。

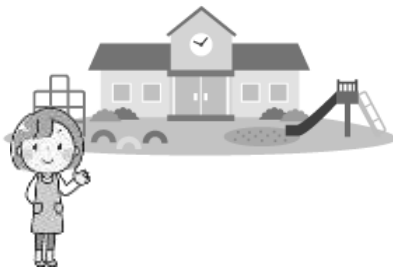
| 事業番号 | 事業名 | 事業内容・方向性 | 担当課等 | 協働者 |
|------|------------------|--|------------------------|---------------------|
| 126 | バリアフリー化の推進 | 小さな子どもや身体障害者等に配慮した、スロープ、手すり、トイレ等へのベビーベッド等の設置に努めます。 道路整備や改修に合わせて、歩道の確保や段差の解消を推進します。 | 各施設所管課 都市計画課 建設課 | 民間事業者 |
| 127 | 子どもが過ごす環境の整備及び充実 | 子どもたちを取り巻く自然が豊かであるよう、海岸などの環境整備、環境美化及び利用者のマナー向上の啓発活動等を促進します。 | 観光みなと課 環境課 | 市民 |
| 128 | 「赤ちゃんの駅」事業の推進 | 調乳用ポット、オムツ替えスペース、衛生条件などの基準を満たす公共施設や店舗などを「赤ちゃんの駅」に指定し、子育て家庭の外出時の利便性を高めるとともに、商業振興につなげていきます。 | こども課 | 民間事業者 |
| 129 | 子育てにやさしい事業所制度の導入 | 県や関係機関と連携し、託児スペースや親子連れ客に特典を設けるなど、店独自の子育て支援制度の実施による子育て環境の充実を促進していきます。また、県で実施する「子育て支援！ チーパス事業」の活用促進に努めていきます。 | こども課 雇用商工課 | 民間事業者 市民 関係団体 |



4 地域で育む元気な親子

【施策の主な方向性】

- ◆子ども・子育て支援新制度が目指す社会全体で子どもを育てる社会構築のため、地域ぐるみでの子育て支援を推進します。
- ◆子ども・子育て世帯をはじめとして、全ての市民が、子どもとの関わりを楽しみ、子どもの成長を温かく見守ることのできるまちを目指します。



第5章 子ども・子育て支援サービスの見込量及び確保策

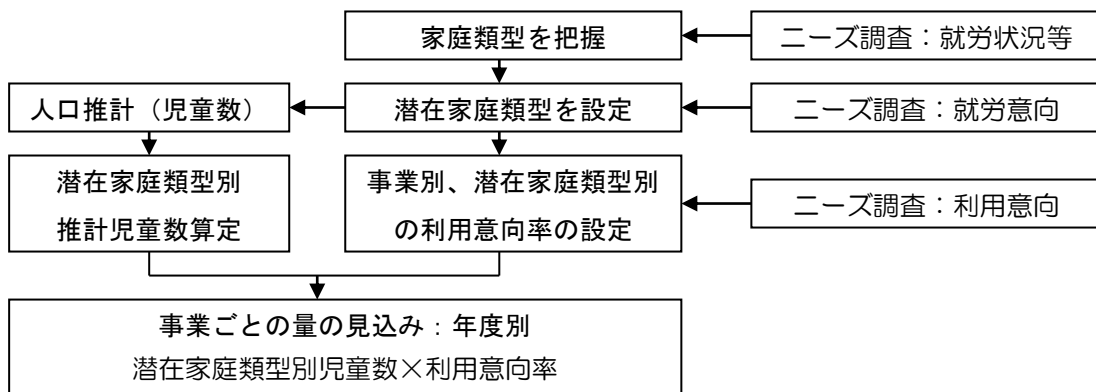
子ども・子育て支援サービスの見込量については、国の示した「量の見込み」算出等の手引き及びワークシートを用いて、平成31年1月実施のニーズ調査結果から算出しました。

ただし、国の示す方法は、市町村子ども・子育て支援事業計画における見込量の標準的な算出方法を示すものであり、より効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではないとされているため、本市の実情を鑑み、一部補正を行ったものを見込量としています。

主な手順は以下のとおりです。

- ・ニーズ調査対象者の家庭を、保護者の就業状況にもとづく家庭類型に分類します。
- ・各事業における家庭類型ごとの利用意向率を把握します。
- ・各年度の人口を推計します。
- ・各年度の推計児童数に家庭類型ごとの利用意向率を乗じて、「幼児期の学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の需要量の見込みを算出します。

【量の見込みの算出とニーズ調査の関係】



●家庭類型の種類

| タイプ分類 | 父母の有無と就労状況 |
|-------|--|
| タイプA | ひとり親家庭 |
| タイプB | フルタイム×フルタイム |
| タイプC | フルタイム×パートタイム（就労時間：月120時間以上+下限時間 [※] ～120時間の一部） |
| タイプC' | フルタイム×パートタイム（就労時間：月下限時間未満+下限時間 [※] ～120時間の一部） |
| タイプD | 専業主婦（夫） |
| タイプE | パートタイム×パートタイム（就労時間：双方が月120時間以上+下限時間 [※] ～120時間の一部） |
| タイプE' | パートタイム×パートタイム（就労時間：いずれかが月下限時間未満+下限時間 [※] ～120時間の一部） |
| タイプF | 無業×無業 |

※本市では保育下限時間を64時間としている。

第1節 幼児期の学校教育・保育の見込量及び確保策

1 見込量

市内における幼稚園、こども園、保育園の利用者数の見込みは、以下のとおりです。

(1) 幼稚園・認定こども園短時間児

(人)

| 人数 | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|-------|--------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 量の見込み | | 402 | 381 | 357 | 354 | 350 |
| | 1号認定こども(3歳以上保育の必要性なし) | 177 | 168 | 157 | 156 | 154 |
| | 2号認定こども(3歳以上幼稚園の利用希望が強い) | 225 | 213 | 200 | 198 | 196 |

↓

| 人数 | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|-------|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 量の見込み | | 225 | 213 | 200 | 198 | 196 |
| | 幼稚園で預かり保育を利用 | 55 | 52 | 49 | 48 | 48 |
| | 認定こども園を利用 | 170 | 161 | 151 | 150 | 148 |

(2) 保育園・認定こども園長時間児

(人)

| 人数 | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|-------|--------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 量の見込み | | 634 | 608 | 588 | 574 | 558 |
| | 2号認定こども(3～5歳、保育所等利用希望者) | 374 | 354 | 331 | 328 | 325 |
| | 3号認定こども(0歳) [※] | 36(73) | 35(71) | 33(67) | 32(65) | 30(61) |
| | 3号認定こども(1, 2歳) | 224 | 219 | 224 | 214 | 203 |

※0歳児()内は、年度途中の入所を加えた数。

【見込量算出の考え方】

◆国のワークシート

幼稚園、こども園・保育園の家族類型ごとの希望割合を利用意向率とした。

0歳児については、育休の取得状況を踏まえ、「ワークシートによる算出結果」×母親の育休取得状況(育休未取得者16.2%)+(育休取得者38.2×職場復帰者68.7%×1歳未満で育休から復帰72.0%)で算出した。また、年度途中の入所については、平成27年度～平成30年度までの年度途中の増加率の最大値を、年度当初の見込量に乗じて算出した。

幼稚園における預かり保育希望者は実績最大値を見込量に乗じた。

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

幼稚園、こども園、保育園の見込量に対する確保方策を以下のとおり設定します。

1号認定、2号認定については、不足は生じないと想定されます。また、3号認定については、高いニーズが見込まれますが、年度途中の0歳児入所を想定したとしても、定員を下回ることが想定されます。

| | | 量の見込みと確保方策（各年4月1日時点 単位:人） | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|------------|---------------------------|----------|------|-----|------|-------|----------|------|-----|------|-------|----------|------|----|------|
| | | 令和2年度 | | | | | 令和3年度 | | | | | 令和4年度 | | | | |
| | | 1号 | 2号 | | 3号 | | 1号 | 2号 | | 3号 | | 1号 | 2号 | | 3号 | |
| | | | 学校教育の希望強 | 左記以外 | 0歳 | 1,2歳 | | 学校教育の希望強 | 左記以外 | 0歳 | 1,2歳 | | 学校教育の希望強 | 左記以外 | 0歳 | 1,2歳 |
| ①量の見込み | | 402 | 374 | 36 | 224 | 381 | 354 | 35 | 219 | 357 | 331 | 33 | 224 | | | |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 460 | 411 | 79 | 230 | 460 | 411 | 79 | 230 | 460 | 411 | 79 | 230 | | | |
| | 確認を受けない幼稚園 | 200 | - | - | - | 200 | - | - | - | 200 | - | - | - | | | |
| | 計 | 660 | 411 | 79 | 230 | 660 | 411 | 79 | 230 | 660 | 411 | 79 | 230 | | | |
| 過不足 ②-① | | 258 | 37 | 43 | 6 | 279 | 57 | 44 | 11 | 303 | 80 | 46 | 6 | | | |

| | | 量の見込みと確保方策（各年4月1日時点 単位:人） | | | | | | | | | | 市内における施設 |
|------------|------------|---------------------------|----------|------|-----|------|-------|----------|------|----|------|----------|
| | | 令和5年度 | | | | | 令和6年度 | | | | | |
| | | 1号 | 2号 | | 3号 | | 1号 | 2号 | | 3号 | | |
| | | | 学校教育の希望強 | 左記以外 | 0歳 | 1,2歳 | | 学校教育の希望強 | 左記以外 | 0歳 | 1,2歳 | |
| ①量の見込み | | 354 | 328 | 32 | 214 | 350 | 325 | 30 | 203 | | | |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 460 | 411 | 79 | 230 | 460 | 411 | 79 | 230 | | | |
| | 確認を受けない幼稚園 | 200 | - | - | - | 200 | - | - | - | | | |
| | 計 | 660 | 411 | 79 | 230 | 660 | 411 | 79 | 230 | | | |
| 過不足 ②-① | | 305 | 83 | 47 | 16 | 310 | 86 | 49 | 27 | | | |

- ◆特定教育・保育施設
公立保育園・こども園・幼稚園
私立保育園
- ◆確認を受けない幼稚園
私立幼稚園

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供に関する取組

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもので、かつ乳幼児期の発達には連続性を有するものであることから、子どもの健やかな育ちのためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することが必要です。

本市では、接続コーディネーターを2名配置し、関係機関との連携に努めています。公・私立の保育園、幼稚園、こども園の入所児童については、幼保交流教育・小学校児童との交流等に努めています。公・私立の保育園、幼稚園、こども園の職員の連携については、合同研修等、交流の機会を設けています。

(2) 幼児期の学校教育・保育の推進

引き続き、職員の連携及び保育園・幼稚園・こども園・小学校間の連絡・交流事業を推進するとともに、国や県の動向を注視しながら、幼児教育・保育の専門的知識・技能に基づき助言その他の支援を行う指導主事等の配置について検討していきます。

また、園児数の減少などにより、望ましい集団を維持できない小規模幼稚園について、こども園化や統廃合、預かり保育等の機能強化などを検討し、保育環境の向上に努めます。

さらに、障害児・外国につながる幼児など特別な支援が必要な幼児や家庭が利用する際には、関係機関で連携し、適切な対応に努めます。

(3) 子育てのための施設等利用給付の実施にあたって

公正かつ適正な支給の確保を図り、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案した円滑な給付の実施に努めるとともに、市民への相談・情報提供等の充実に努めます。

また、対象となる施設からの申し出があった場合、必要に応じて、県との連携を図っていきます。

第2節 地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保策

1 利用者支援事業

【事業内容】

子どもやその保護者、又は妊娠している人などが、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供をし、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

【確保の内容】

特定型として、こども課で子育てコンシェルジュを複数配置します。また、母子保健型として、健康課で子育て世代包括支援センターを令和2年度から設置する予定です。これらを活用し、こども課・健康課・教育総務課の連携強化に努めます。

| | 区分 | 推 計 値 | | | | |
|-----------------|---------------|-------|------|------|------|------|
| | | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
| 量の見込み | 特定型 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 |
| 確保の内容 (実施施設) | 子育てコンシェルジュを配置 | | | | | |

| | 区分 | 推 計 値 | | | | |
|-----------------|------------------|-------|------|------|------|------|
| | | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
| | 母子保健型 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| 確保の内容 (実施施設) | 子育て世代包括支援センターを設置 | | | | | |

【見込量算出の考え方】

設置か所数を見込みとした。

2 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を身近な場所で行う事業です。

【確保の内容】

子育て親子の交流や相談、情報提供や世代間の交流を通じて子育ての不安解消を目的とし、元気な広場を中心に、引き続き、親子の交流の場を提供していきます。

市民、指定管理者、市が協働で、市民ニーズに沿ったイベントや講座、相談等の事業を展開し、親子が安心して利用できる癒しの空間の提供に努めるとともに、子育て支援のネットワーク形成を図ります。また、出張子育てひろばについても市民のニーズにあった開催場所や方法を検討し、開催していきます。

| | 推 計 値 | | | | |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
| 量の見込み | 延 23,463 人 | 延 22,587 人 | 延 21,758 人 | 延 21,190 人 | 延 20,576 人 |
| 確保の内容 (実施場所) | 1 か所 [3 か所] | 1 か所 [3 か所] | 1 か所 [3 か所] | 1 か所 [3 か所] | 1 か所 [3 か所] |

※ □ 内は、出張子育てひろば。

【見込量算出の考え方】

◆国のワークシート

元気な広場を「利用している」、「利用していないが利用したい」と回答した方の家族類型ごとの利用又は希望割合と、その平均日数を利用意向率とし、0～5歳児の推計人口に乗じた。



3 妊婦健康診査

【事業内容】

妊婦が妊娠期間中に必要な医学的検査が受けられるよう、母子健康手帳交付時に受診票を配布し、14回分の健診費用を助成します。

【確保の内容】

安全で安心な出産のために、引き続き14回の助成を推進していきます。

| | 推 計 値 | | | | |
|-------|------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
| 量の見込み | 延 3,145 件 | 延 2,944 件 | 延 2,818 件 | 延 2,717 件 | 延 2,617 件 |
| 確保の内容 | 実施場所:千葉県内外医療機関(医療機関委託) | | | | |

【見込量算出の考え方】

◆実績推移

平成27年～平成30年の実績平均を翌年の0歳児の推計人口に乗じた。

4 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業内容】

生後4か月までの乳児がいる全家庭を保健師又は保健推進員が訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や助言を行います。

【確保の内容】

生後4か月までの乳児のいる全家庭に対し、実施します。

| | 推 計 値 | | | | |
|-------|--------------------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
| 量の見込み | 256 人 | 250 人 | 234 人 | 224 人 | 216 人 |
| 確保の内容 | 実施機関:館山市健康課(委託も含む) | | | | |

【見込量算出の考え方】

◆推計人口

全戸訪問と考え、0歳児の推計人口を見込量とした。

5 養育支援訪問事業等

【事業内容】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援や、育児・家事援助等を行う事業です。

【確保の内容】

国の基準に応じた事業の実施予定はありませんが、乳児家庭全戸訪問事業等で支援が必要な家庭を把握し、個別に支援を継続することで対応していきます。

6 子育て短期支援事業

【事業内容】

短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。ショートステイは、保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において原則として7日以内の養育・保護を行う事業です。トワイライトステイは、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。

【確保の内容】

委託先の確保を含め、実施体制の整備に向けた検討を進めます。

| | 推 計 値 | | | | |
|-------|-------|------|------|------|------|
| | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
| 量の見込み | 延54件 | 延52件 | 延50件 | 延48件 | 延47件 |

【見込量算出の考え方】

◆国のワークシート

泊りがけの預かりにおいて、「短期入所生活援助事業」を利用した人及び「仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答した人の家族類型ごとの割合と、その平均日数を利用意向率とし、0～5歳児の推計人口に乗じた。

7 一時預かり事業（幼稚園型）

【事業内容】

幼稚園又はこども園について、通常の教育時間終了後に一時的に預かる事業です。

【確保の内容】

本市では、公立のこども園3園と、幼稚園1園、私立の幼稚園1園において有料の預かり保育を実施しています。

ニーズ調査からの自由回答からは、公立幼稚園の預かり保育実施か所数を増やしてほしいという意見が複数みられ、か所数の拡大を検討していきます。

| | | 推 計 値 | | | | |
|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
| 量の見込み | 1号認定 | 延2,066人 | 延1,958人 | 延1,831人 | 延1,815人 | 延1,715人 |
| | 2号認定(再掲) | 延17,364人 | 延16,464人 | 延15,388人 | 延15,256人 | 延15,103人 |
| | 計 | 延19,430人 | 延18,422人 | 延17,219人 | 延17,071人 | 延16,818人 |
| 確保の内容 (実施場所) | | 5か所 | 5か所 | 5か所 | 5か所 | 5か所 |

【見込量算出の考え方】

◆国のワークシート

1号認定は、幼稚園希望者で不定期の一時預かり事業を利用したいと回答した人と、その平均日数を利用意向率とし、幼稚園入園者見込みに乗じた。

2号認定は、2号認定の幼稚園希望者が毎日預かり保育を利用することを想定。

8 一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業

【事業内容】

一時預かり事業

乳幼児について、主に昼間に保育園その他の場所において、一時的に預かる事業です。

ファミリー・サポート・センター事業

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人（おねがい会員）と、援助を行うことを希望する人（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

【確保の内容】

本市では、一時預かり事業は、聖アンデレ保育園、子育て応援ハウスほっぷ・すてっぷ・じゃんぷ、館山白百合幼稚園の3か所で実施しています。また、ファミリー・サポート・センター事業を、元気な広場を拠点に実施しています。

保育園・こども園の就園率が高くなるにつれて、本事業の主な対象である未就園児のニーズは低下することが考えられます。しかし、就園児を含めた多様なニーズが出ているため、現状の体制を維持するとともに、利用方法の検討や実施箇所の拡大を検討していきます。

| | | 推 計 値 | | | | |
|-----------------|-----------------|--------------------------------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
| 量の見込み | 一時預かり事業 | 延 24 人 | 延 23 人 | 延 22 人 | 延 21 人 | 延 20 人 |
| | ファミリー・サポート・センター | 延 367 人 | 延 348 人 | 延 332 人 | 延 318 人 | 延 304 人 |
| 確保の内容 (実施場所) | | 民間事業所3か所 館山市ファミリー・サポート・センター | | | | |

【見込量算出の考え方】

◆実績平均

平成27年～平成30年の利用実績の平均値を利用率とし、推計人口に乗じた。

9 延長保育事業

【事業内容】

通常の保育時間である 11 時間を超えた開所時間で保育を行う事業です。

【確保の内容】

館山教会附属保育園、聖アンデレ保育園で 11 時間以上の預かりを実施しています。現状の体制を維持します。

| | 推 計 値 | | | | |
|-----------------|-------|------|------|------|------|
| | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
| 量の見込み | 46人 | 44人 | 42人 | 41人 | 40人 |
| 確保の内容 (実施施設) | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 |

【見込量算出の考え方】

◆国のワークシート

保育園、こども園希望者で 11 時間の保育を希望した家族類型ごとの割合を利用意向率とし、保育園・こども園の見込量に乗じた。

10 病児保育事業

【事業内容】

子どもが発熱等の急な病気となった場合、病院・保育園等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業です。

【確保の内容】

本市では、亀田ファミリークリニック館山内にある病児・病後児保育室「こがめちゃん」で実施しています。1日当たり定員6人の体制を継続します。

| | 推 計 値 | | | | |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
| 量の見込み | 延 384 人 | 延 365 人 | 延 348 人 | 延 333 人 | 延 319 人 |
| 確保の内容 (実施場所) | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 |

【見込量算出の考え方】

◆実績の推移

平成27年～平成30年の利用実績の平均値を利用率とし、推計人口に乗じた。



11 放課後児童健全育成事業（放課後子ども総合プラン）

【事業内容】

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

共働き家庭など留守家庭のおおむね 11 歳未満の児童に対して、学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

放課後子ども教室

放課後や週末等に小学校の余裕教室を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子ども達に勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流の機会を提供する事業です。

【確保の内容】

本市では、公設 7 か所、民設 1 か所の学童クラブがあります。また、市内全ての小学校区（10 か所）で放課後子ども教室を実施しています。

見込量は、定員を上回ることが見込まれますが、毎日利用する子どもは少なく、弾力的な運用で対応していきます。

共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、学童クラブを設置する小学校区において、放課後子ども教室との一体的な実施に努めます。

また、小学校ごとの協議会等においては、プログラム内容、実施日や余裕教室の活用方法、さらに、放課後活動の実施にあたっての責任体制等について、定期的な情報交換の場となるよう、その役割について検討します。

さらに、障害児など特別な配慮が必要な児童が利用する際には、関係機関で連携し、適切な対応に努めます。

| | 推 計 値 | | | | |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 | 令和 5 年 | 令和 6 年 |
| 量の見込み | 420 人 | 381 人 | 362 人 | 339 人 | 320 人 |
| 1 年生 | 118 人 | 106 人 | 108 人 | 97 人 | 95 人 |
| 2 年生 | 135 人 | 115 人 | 106 人 | 107 人 | 96 人 |
| 3 年生 | 80 人 | 77 人 | 67 人 | 62 人 | 63 人 |
| 4 年生 | 52 人 | 49 人 | 49 人 | 42 人 | 39 人 |
| 5 年生 | 25 人 | 23 人 | 22 人 | 22 人 | 19 人 |
| 6 年生 | 9 人 | 10 人 | 9 人 | 9 人 | 9 人 |
| 確保量（定員） | 395 人 | 395 人 | 395 人 | 395 人 | 395 人 |
| 確保の内容 | 8 か所 | 8 か所 | 8 か所 | 8 か所 | 8 か所 |

※端数処理の関係から、学年全体の合計と一致しないことがあります。

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を踏まえ、幼稚園、保育園、認定こども園等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保の内容】

新制度に未移行の幼稚園に在園する低所得世帯を対象に副食費の一部を補助します。幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年10月から実施しています。

13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業内容】

幼稚園、保育園、認定こども園等について、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用といった観点から、調査研究及びその設置・運営を促進するための事業です。

【確保の内容】

今後、園児数の減少などにより、こども園化や統廃合など施設の方向性を検討する中で、必要に応じて検討していきます。

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携

1 連携による施策の推進

計画の推進にあたっては、全ての市民が、子育てを社会全体の問題として認識し、関与していくことが重要です。

保育園、幼稚園、こども園、企業をはじめ、社会全体で子育てに関わっていくという意識づくりに向けて、様々な機会を通じて市民の理解を深め、連携・協力を図るよう努めていきます。

また、子育て支援サービスについては、多様化した市民ニーズにきめ細かく対応していくためには、行政側から一方的にサービスを提供するだけでは困難です。

本計画に関わる多くの事業は、人と人とのふれあいや、様々な人たちのかかわりが重要な要素であることから、子どもを含む市民やNPO、地域団体などの各種関係主体と連携し、施策を推進していきます。

2 庁内における推進体制の充実

本計画における施策・事業は、保健・福祉関係部門、教育関係部門など、様々な部門に及びます。

市民に効率的かつ効果的なサービスを提供するため、関係各部門の役割分担と連携により、施策の効果的な推進を図ります。

第2節 計画の評価・改善・進行管理

本計画の施策・事業の実施にあたっては、国や県をはじめとする関係機関との情報交換、連携を強化するとともに、今後の社会・経済情勢の変化に対応しながら、限られた財源の中で、必要な施策・事業の優先度を慎重に見極め、着実に推進するよう努めていきます。

このため、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の実施状況について、定期的に進捗状況の確認や対策検討、課題の検討等を進めていきます。進捗の状況については、子ども・子育て会議に諮るとともに、市民に対し、市のホームページ等を活用して公表し、周知を図ります。

1 館山市子ども・子育て会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、館山市子ども・子育て会議の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 子ども・子育て支援法第77条第1項及び館山市附属機関設置条例に基づき、館山市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(掌握事務)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について協議し、必要に応じて市長に意見を述べることができる。

- (1) 次世代育成支援対策行動計画の評価・検証
- (2) 教育・保育施設や地域型保育事業等の定員設定に関すること
- (3) 「子ども・子育て支援事業計画」に関すること
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項、実施状況の調査など

(定数及び任期)

第4条 子ども・子育て会議は、市長が委嘱する委員15名以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は2か年とし、市長が委嘱した年度の翌年度末までとする。ただし、欠員等が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残留任期とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(事務局)

第7条 子ども・子育て会議の事務を処理するため、教育委員会教育部こども課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子ども・子育て会議に諮り別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年8月22日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる子ども・子育て会議は、市長が招集する。

附 則
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 館山市子ども・子育て会議委員名簿

| 区分 | 所属団体等 | 氏名 | 備考 |
|--------------------|--------------------------------|--------|--------|
| 子育てに関する 地域団体関係者 | コーラル・アクト（こっこピクス） | 齋藤 勢津子 | |
| 保健福祉関係者 | 民生委員児童委員協議会 | 新藤 恭子 | 平成30年度 |
| | | 小峰 恭子 | 平成31年度 |
| | 子育て保育園 | 内田 清美 | 平成30年度 |
| | 聖アンデレ保育園 | 福原 純子 | 平成31年度 |
| | 館山市保健推進協議会 | 菊井 玲子 | |
| | 社会福祉法人安房広域福祉会 児童デイセンター こすもす | 押元 昇 | 副委員長 |
| 企業関係者 | イオンタウン館山 | 越智 義則 | |
| | 館山商工会議所 | 中村 欣世 | |
| | 安房地域医療センター ひまわり保育所 | 清宮 悦子 | 平成30年度 |
| | | 酒井 美由紀 | 平成31年度 |
| 教育関係者 | 館山市青少年相談員連絡協議会 | 栗原 利行 | 平成30年度 |
| | | 田邊 純一 | 平成31年度 |
| | 館山市小中学校校長会 | 鈴木 智夫 | |
| 知識経験者 | 館山市元気な広場 | 石渡 秀嗣 | 委員長 |
| | 市議会議員 | 鈴木 順子 | 平成30年度 |
| | | 鈴木 ひとみ | 平成31年度 |
| 住民代表 | 幼稚園保護者（公募） | 安藤 まり子 | 平成30年度 |
| | | 田中 香代子 | 平成31年度 |
| | 保育園・こども園保護者（公募） | 山崎 正孝 | 平成30年度 |
| | | 能重 久容 | 平成31年度 |

3 計画策定の経過

| 年度 | 月 日 | 事 項 | 内 容 |
|-----------------|----------------------|------------------------|---|
| 平成30年度 | 12月10日 | 第1回子ども・子育て会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・子育て支援事業計画」の実施状況について ・「子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」の実施について |
| | 1月 | 子育て支援に関するニーズ調査の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内の小学校6年生以下の子どもがいる全世帯 2,460 世帯（未就学児保護者 1,372 票、小学生保護者 1,088 票）に配布 ・1,775 世帯分を回収（回収率は、未就学児保護者 72.1%、小学生保護者 72.2%） |
| | 3月19日 | 第2回子ども・子育て会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」の集計状況について |
| 平成31年度 令和元年度 | 7月4日 | 第1回子ども・子育て会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・館山市第2期子ども・子育て支援事業計画（骨子案、策定スケジュール、現行計画の成果、量の見込みについて） ・ニーズ調査結果からみた現行計画の施策の課題 |
| | 10月18日 | おしゃべりカフェ「台風について話そう！」実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人セーブ・ザ・チルドレンの協力により、館山市元気な広場にて実施 |
| | 10月 | 避難所に関するアンケートの実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・館山市元気な広場にて実施 |
| | 12月19日 | 第2回子ども・子育て会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育無償化について ・おしゃべりカフェ「台風について話そう！」実施報告 ・館山市災害時等の避難所に関するアンケート結果報告 ・平成30年度館山市子ども・子育て支援事業計画に関する実施状況 ・館山市第2期子ども・子育て支援事業計画（素案） |
| | 12月27日 ～ 1月28日 | パブリックコメント | <ul style="list-style-type: none"> ・計5人から意見提出 |
| | 2月14日 | 第3回子ども・子育て会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育施設の利用定員の変更 ・パブリックコメントへの意見集計結果について ・館山市第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）第2稿について |

4 おしゃべりカフェ「台風について話そう！」結果概要

～台風15号及び19号による被災対応～

【子どもたちへの緊急・復興支援】緊急下の子どもたちの心のケア

『台風について話そう！』

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレンの協力により、台風被災後の子どものメンタルや防災をテーマに実施しました。

■日時

令和元年10月18日（金）10：30～12：20

■場所

館山市元気な広場 方式：おしゃべりカフェ

■参加者

元気な広場利用者 親子（10組23名）
公益社団法人セーブ・ザ・チルドレンスタッフ
千葉県災害派遣精神医療チームスタッフ
館山市元気な広場
館山市こども課



■進行

| | |
|-------------|---|
| 10：30～11：00 | 参加者及びスタッフ 自己紹介 ①子どもの年齢 ②住んでいる地区 ③台風のこと |
| 11：00～11：20 | ディスカッション テーマ：台風について話そう！ |
| 11：20～11：40 | 他の被災地での子どもたちの心のケアの対応状況紹介 セーブ・ザ・チルドレンから写真数枚提示あり |
| 11：40～ | 個別相談 |
| 12：20 | 終了 |

■台風を経験した参加者の状況やご意見

- ・台風 15 号の時に出産した。陣痛がきてしまい助産所で生んだ。停電もあり大変だった。妊婦だったので、水を運ぶことが大変だった。
- ・スーパーに行っても食べ物がなく、不安になった。
- ・子どもの食事が足りなくなったらどうしようという不安が常にあった。
- ・被災後、子どもの食べ物が心配で、コミセンで配布していたものをもらいに行った。
- ・停電がとても困った。携帯電話の充電ができなかったことが一番困った。携帯電話がつかないと不安。
- ・台風 15 号の後はとても暑い日が続き、停電していたので辛かった。
- ・台風 15 号では、瓦が飛び、雨漏りもして家の中がびしょびしょになってしまった。停電が 1 週間も続き、とても大変だった。
- ・幼稚園の子が、親が心配になるような行動を繰り返す。どうしたらいいか不安。
- ・被災後、子どもの食べ物の好みが変わった。
- ・風が強く吹くと子どもが怖がる。
- ・1 歳半の双子を抱え、避難所へ行くことは難しかったので行かなかった。その日は家で過ごした。今後の台風を考えると不安で心配。
- ・安全安心メールを登録していなかったため、情報がなく困った。
- ・元気の広場が開館していることを知らなかった。情報が届かない。メール×、防災無線×（聞こえない）。
- ・台風 15 号のときに祖母の家にとりかき、南房総市の避難所へ避難した。3 日間避難所で過ごした。避難所は停電していなかったため涼しかったため、いることができた。子どもも泣かなかったのがよかったが、食べ物がなくお菓子を与えていた。




セーブ・ザ・チルドレンからのアドバイス

- ・子どもが災害の遊びを行っている場合は否定しない。子どもは遊ぶことで不安等をかき消すことができるので、とても大切なことである。おとなも子どもと一緒に遊ぶくらいがいい。
- ・被災後、心の傷が子どもの行動に出てくる。おとなは、一緒に遊ぶなど、子どもが発散できるように見守る。

■台風19号における避難所への避難について

| | |
|--------------------------|----------------------|
| 避難所に行った方が良いと思っただけに行かなかった | 避難所へ行った (南総文化ホール) |
| 8組 | 2組 |



| 行かなかった理由 | 避難所での状況 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ハザードマップで自宅を確認した結果、安全と判断したため。 周囲の家族が自宅の安全を強く訴えてきて、それを信用したため。  | <ul style="list-style-type: none"> 普段は添い寝で母乳を与えながら夜寝かせていたので、避難所では人目もあり母乳を与えられなかった。そのため子どもが不安になり大泣きをしてしまった。避難所の職員が急遽、別室を用意してくれたので助かった。はじめから別室があれば、安心して避難所で過ごせたのに、残念。 南総文化ホールはオムツ替えのシートがトイレごとに取り付けられていないので、困った。取り付けてあるところまで人をかき分けて行くのが大変だった。うんちをしてしまい臭いが強いので、同室の人に申し訳なかった。 |

■今後、避難所に行くことができれば行きたい人 … 8組

■子どもがいる世帯の受け入れる避難所に必要なものは？

| | | |
|----------|------|--------------|
| 子どもの食べ物 | オムツ | おしりふき |
| バスタオル | ひざ掛け | 授乳ができる場所(部屋) |
| おむつ替えの場所 | | |

今後の検討課題

- ・継続した子どものこころのケアのための各機関との連携方法
- ・子育て世帯の避難所の設置
- ・災害情報等を提供するツールの検討

5 避難所に関するアンケート結果

元気な広場の利用者にご協力をお願いし、災害時の避難所に関するアンケート調査を実施いたしました。令和元年10月に実施し、64人の方から回答いただきました。

★ お子さんの年齢を教えてください。 ※複数回答

回答いただいた家庭における子ども
の年齢については、左表のとおり
です。

| | 数 | 割合 |
|-----|-----|--------|
| 0歳 | 18 | 17.0% |
| 1歳 | 23 | 21.7% |
| 2歳 | 21 | 19.8% |
| 3歳 | 12 | 11.3% |
| 4歳 | 9 | 8.5% |
| 5歳 | 12 | 11.3% |
| 6歳 | 3 | 2.8% |
| 小学生 | 8 | 7.5% |
| 計 | 106 | 100.0% |

★ お子さんの人数 ※年齢から再集計

回答いただいた家庭における子ども
の人数については、左表のとおり
です。

| | 数 | 割合 |
|------|----|--------|
| 1人 | 30 | 46.9% |
| 2人 | 27 | 42.2% |
| 3人 | 7 | 10.9% |
| 回答者数 | 64 | 100.0% |

Q1 子育て世帯を優先とする避難所があると良いですか？ ※単数回答

9割以上の方が子育て世帯を優先
とする避難所が「あるとよい」と回
答しています。

| | 数 | 割合 |
|----------|----|--------|
| a あるとよい | 62 | 96.9% |
| b なくてもよい | 2 | 3.1% |
| 回答者数 | 64 | 100.0% |

Q2 子育て世帯を優先とする避難所があったら、利用されますか？ ※単数回答

9割以上の方が子育て世帯を優先とする避難所があったら利用すると回答しています。

| | 数 | 割合 |
|-------|----|--------|
| A はい | 62 | 96.9% |
| B いいえ | 1 | 1.6% |
| 無回答 | 1 | 1.6% |
| 回答者数 | 64 | 100.0% |

Q3 子育て世帯を優先とする避難所はどこがいいですか？ ※複数回答

8割以上の方が「元気な広場」と回答しています。

0～2歳児を含む家庭における傾向みたところ、「小学校体育館」の回答割合が全体と比べ低くなっています。また、「それ以外」の回答者全員が0～2歳児を含む家庭でした。

小学生を含む家庭における傾向をみたところ、「元気な広場」の回答割合が低くなる一方で、他の回答割合が高くなっています。

| | 数 | 割合 |
|----------|----|-------|
| a 元気な広場 | 54 | 84.4% |
| b 各地区公民館 | 12 | 18.8% |
| c 小学校体育館 | 8 | 12.5% |
| d それ以外 | 8 | 12.5% |
| 回答者数 | 64 | |

| 再集計 | 0～2歳を含む家庭 | | 小学生を含む家庭 | |
|----------|-----------|-------|----------|-------|
| | 数 | 割合 | 数 | 割合 |
| a 元気な広場 | 44 | 84.6% | 5 | 41.7% |
| b 各地区公民館 | 10 | 19.2% | 3 | 25.0% |
| c 小学校体育館 | 4 | 7.7% | 4 | 33.3% |
| d それ以外 | 8 | 15.4% | 0 | 0.0% |
| 回答者数 | 52 | | 7 | |

【それ以外の記述】

- ◇専用の避難所を準備するのは大変だと思うので各避難所に専用の部屋があると利用率も上がると思う。
- ◇元気な広場は、他の避難所と競合しないように行政が適切に配置してほしい。
- ◇子どもが泣いてぐずったりした時用の部屋（この部屋なら泣いても大丈夫な部屋）。
- ◇イオンタウンとか商業施設。
- ◇イオン。
- ◇市内、数ヶ所、避難の際、数分で移動できると良いです。
- ◇文化ホール。

Q4 お子さんと一緒に避難した場合、こんなものがあるといいなということ（もの）はありますか？

約9割の方が「ある」と回答しています。

記述いただいた内容を見ると、おむつや、ミルクなどの子ども向け用品とともに、おもちゃ・絵本や遊び場などを求める声が多くありました。

また、授乳室やおむつ替えスペース、子ども専用スペースなど、専用スペースを求める声も複数ありました。

| | 数 | 割合 |
|------|----|--------|
| a ある | 57 | 89.1% |
| b ない | 6 | 9.4% |
| 無回答 | 1 | 1.6% |
| 回答者数 | 64 | 100.0% |

【あるといいなということ(もの)で多かった内容】

- ◇おむつ・衛生用品（おしりふき等）…20件
- ◇ミルク・離乳食・おかし等の子ども用の飲食物…22件
- ◇おもちゃ・絵本等…17件
- ◇遊び場…12件
- ◇授乳室…7件
- ◇子ども専用スペース（騒いだり泣いたりできる場所）…6件
- ◇おむつ替えのできる場所・おむつ用ごみ箱等…6件
- ◇子ども用の布団…5件

Q5 避難所を利用したことはありますか？

約9割の方が「ない」と回答しています。

| | 数 | 割合 |
|------|----|--------|
| a ある | 7 | 10.9% |
| b ない | 57 | 89.1% |
| 回答者数 | 64 | 100.0% |

Q5で利用したことがあると回答した方対象

★避難所利用時に困ったことがありましたか？ それはどんなことですか？

6割弱の方が「困ったことがあった」と回答しています。

記述いただいた内容を見ると、子どもがじっとしていられなかったり、騒いでしまったりしたことをあげています。

| | 数 | 割合 |
|--------|---|--------|
| a あった | 4 | 57.1% |
| b なかった | 2 | 28.6% |
| 無回答 | 1 | 14.3% |
| 回答者数 | 7 | 100.0% |

【困ったことが「あった」と回答した方の記述】

- ◇体育館だったのでステージの上で遊びたがった。仕切りに使っていた跳び箱で遊んでしまう。(寝たきりの方がカーテンの向こうで寝ていた)。
- ◇夜9時半頃になっても動きたがり教室を出たり入ったり……。周りの方も横になり始めたが落ちついてられずあきてしまった様子。避難所の部屋外に行き学校の物にも興味を示しバタバタ。
- ◇今回の被災で、オムツや離乳食などを、元気な広場や市役所から分けて頂き、助かりました。支援物資を受け取る際やレジ、洗たく等、行列に並んだ時に子どもが待てなくて泣きわめき、大変でした。周りの方に伝えていたのでよかったです、理解を得られないと大変だと思いました。
- ◇子どもが泣くと他の人に迷惑がかかる。色々な人がいるので怖かった。
- ◇おむつ替え、授乳室が少なく(ない)困った。じっと座っていられないので、遊ばせられるスペースがほしかった。夜泣きがあるので、泣いた時に困った。

Q6 他にご意見や良い案等があれば下記へご記入ください。

- ◆避難先で走りまわったり、騒ぐ可能性が高いためなるべく自宅にいたい。
- ◆保育士の設置（みな被災していれば不可能か・・・）。
- ◆子育て世帯を対象とした案を考えて下さるのは大変ありがたいですが、高齢化社会の問題のほうが、はるかに上回るので、介護の必要な方と子育て世帯とフロアの中で仕切りがあると良い。
- ◆今回、南総文化ホールに避難しました。広々としていたので、子どもたちもストレスが少しは軽減されたかなと思います。コミセンには、乳幼児専用の部屋があったようです。そういう情報は、必ずお知らせした方がいいと思う。そうすれば、子育て世代がもっと避難所を利用できる。子どもが周りに迷惑をかけるから、避難所に行けないと思っている家庭はたくさんいると思います。
- ◆日常の中で時折、避難所体験等しておけば、子ども達も雰囲気やマナーが分かるのではないか。携帯がガラケーだと市の防災メールが仮登録までしかできなかったもので、仮登録ではなく、そのまま登録でできるようにしてほしい。
- ◆子育て中は、老人などと一緒だと、大変なので（子どもがさわぐので）子ども専用の避難所があると良いと思います。
- ◆子どもの声や音をうるさく思う人は必ずいるので、住み分けすることは両者にとって大事である。
- ◆災害が増えてきて、これから避難しないといけない時もできそうですが、子どもがいると、他の方に迷惑がかからないか不安（子どものいない世帯の方達に）。
- ◆命、優先なので、あまりたくさんの要望はできませんが、泣いたりするので、怒られない所、騒いでもいい所があるといいなと思います。
- ◆今回の台風、初めての事で配布で気づいた事ですが、ブルーシート、ヒモ、土納袋、3点セットでお願いしたい。
- ◆小さな子どもがいると、避難所はためらう。うるさいし、避難も大変。良い案を逆に教えてほしい。
- ◆放送で一言子ども用の案内があると安心すると思います。
- ◆実際に避難所を利用しなかったのだからわかりませんが、やはり騒いでしまうので他の方へ気をつかうと思います。小さい子どもが集まる所があると安心して利用できそうです。
- ◆ちびっこが不安なく、普段どおり、過ごせたらいいと思います。
- ◆今回の台風で電気がつかず暑かったり、お風呂に入れなかったりが一番困りました。おとなと違って小さい子は我慢ができないので冷房のきいた場所があったらと感じました。
- ◆災害の場合、早めの避難を勧められるが、幼い子連れだと、周りへの迷惑等を考えてなかなか早めの避難の決断ができない。
- ◆同じ条件（子育ての人達）の人が集まれる場だと良い。元気な広場は、子育て支援の場なのでそのような人達の避難所だと良いと思う。
- ◆避難場所がもう少し多くあるとよいかと思いました。

たてやまっ子 元気プラン

館山市子ども・子育て支援事業計画 第2期計画

発行：館山市教育委員会こども課

〒294-8601 千葉県館山市北条 1145-1

TEL：0470-22-3496 FAX：0470-23-3115